

KINOKUNI REPORT

2024

きのくにレポート [ディスクロージャー誌]



夢をかなえるお手伝い★

きのくに信用金庫

ごあいさつ



理事長
田谷 節朗

皆様には、平素よりきのくに信用金庫をお引き立ていただき、厚くお礼申し上げます。ここに第60期の事業概況についてご報告申し上げます。

令和5年度のが国経済は、新型コロナウイルス感染症5類移行により経済活動が本格的に再開しました。大手企業を中心に賃上げ・ベースアップが行われ、社会全体に賃上げの動きが急拡大し、企業経営を取り巻く状況は大きく動き始めました。年が明けて2月には日経平均株価が史上最高値を34年振りに更新し、また、3月には日銀によるマイナス金利解除により金利のある世界へ踏み出したことで、景気が良くなることへの期待が高まっています。一方で、米中対立やロシアによるウクライナ侵攻、中東情勢などの地政学的リスクなどにより、将来予測は困難な状況が依然として続くものと想定されます。

このような状況の中、地域経済に目を向けると、円安の影響により訪日外国人観光客が増え、さらに、近隣からの観光客が活発になってきたことも背景となり、観光客数はコロナ禍前の水準まで回復しています。和歌山県においては、2024年は「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産登録20周年の節目であり、2025年の関西万博、今後の日本初民間ロケット打ち上げなどが新時代の観光を築き、県内景気の回復や新たな産業の創出が一層期待されます。一方で、経済活動の活発化と同時に「労働力不足」の問題が顕著に表れており、今後も人口減少の進行とともに一層深刻さを増すものと思われまます。

このような情勢の中、当期は、中期経営計画「きのくにValue Up 2022」の中間年度として、「変革に挑み、ともに成長」を柱に、様々な施策に取り組んでまいりました。また、当金庫発足30周年という節目の年であり、地域やお客さまへの感謝、新たな価値・未来の創出等をテーマとして掲げ、資金繰りへのサポートに留まらず、当金庫のネットワークを最大限に活かした販路拡大やビジネスマッチングなど、お客さま一人ひとりの課題解決に向けたサポートに注力してまいりました。

その結果、預金は期末残高で1兆1,594億円、貸出金は期末残高4,015億円となりました。収益面につきましては、本来業務の収益を示す業務純益は14億79百万円となり、当期純利益でも12億14百万円を計上することができました。自己資本比率は15.94%と引き続き高い健全性を維持することができました。

大企業を中心として業績を順調に伸ばしている企業が増えてきた反面、当金庫のお取引先さまの中心である中小零細企業の中には、価格転嫁が難しい、賃上げ余力が乏しく慢性的な労働力不足の状況にコロナ融資の返済が重なるなど、厳しい経営環境が続いている事業先も多いのが現状です。当金庫としては依然として厳しい状況にある事業先も含め、地域に密着した金融サービスの提供、お客さまのサポートに努めてまいります。持続可能な地域づくりや地域の発展に寄与するように、お客さまの『夢をかなえるお手伝い』に真摯に取り組んでまいります。これからも皆様のご期待にお応えできますよう役職員一同努力を重ねてまいりますので、尚一層のご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和6年7月

当金庫の概要 (令和6年3月31日現在)

本店所在地	〒640-8655 和歌山市本町二丁目38番地 電話 073-432-5000 (代表)
創立	明治44年8月23日創立 平成5年11月1日きのくに信用金庫発足
主要な 事業内容	<p>【業務の種類】</p> <p>①預金業務 当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、外貨預金、譲渡性預金等を取扱っております。</p> <p>②貸出業務 ◎貸付 手形貸付、証書貸付および当座貸越を取扱っております。 ◎手形の割引 銀行引受手形、商業手形等の割引を取扱っております。</p> <p>③有価証券投資業務 預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。</p> <p>④内国為替業務 送金為替、当座振込および代金取立等を取扱っております。</p> <p>⑤外国為替業務 輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。</p> <p>⑥債券の募集または管理の受託業務 地方債または社債、その他の債券の募集または管理の受託業務を行っております。</p> <p>⑦附帯業務 ◎代理業務 ①日本銀行歳入代理店 ②地方公共団体の公金取扱業務 ③信金中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構等の代理貸付業務 ④信託契約代理業務 ◎保護預かりおよび貸金庫業務 ◎有価証券の貸付 ◎債務の保証 ◎公共債の引受 ◎国債等公共債および投資信託の窓口販売 ◎保険商品の窓口販売(保険業法第275条第1項により行う保険募集) ◎スポーツ振興くじの販売・払戻業務 ◎確定拠出年金運営管理業務 ◎電子債権記録業に係る業務</p>
	<p>会員数 51,574人</p> <p>出資金 2,526百万円</p> <p>純資産 54,772百万円</p> <p>預金 1兆1,594億円</p> <p>貸出金 4,015億円</p> <p>店舗数 43店舗</p> <p>役員数 682人</p>

Contents

ごあいさつ	
事業の概況	02
地域との連携	04
経営と取組み	08
業務運営	12
業務のご案内	16
資料編	
貸借対照表	20
損益計算書	21
剰余金処分計算書	21
預金業務	24
貸出業務	25
有価証券その他	27
事業状況	29
単体における自己資本の 充実の状況等についての開示事項	31
連結情報	38
連結における自己資本の 充実の状況等についての開示事項	41
手数料一覧	48
法令による開示項目一覧	49

経営理念

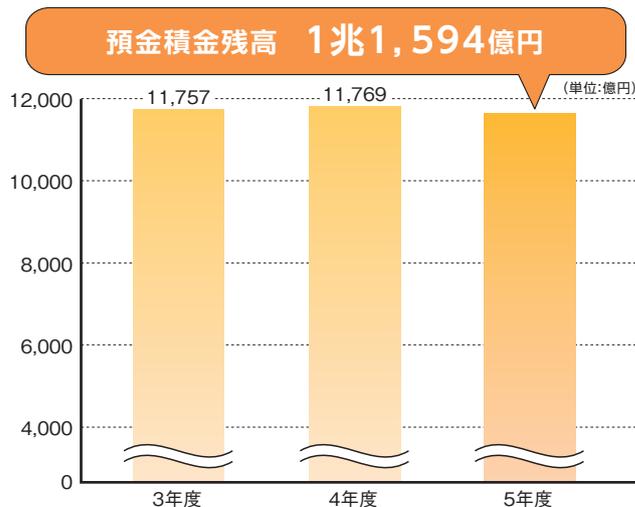
- きのくに信用金庫は、地域の金融機関として質の高いサービスを提供し、人々の豊かな暮らしと事業の夢の実現に貢献します。
- きのくに信用金庫は、地域とともに歩み、ともに発展し、地域の経済と文化の興隆につとめます。
- きのくに信用金庫は、堅実経営を第一義とし、常に時代を先取りする積極的な取組みにつとめ、会員、お客さま、職員の幸福を追求します。

事業の概況

預金積金の状況 (預金積金残高の推移)

預金積金の期末残高は、1兆1,594億円となり前年度から175億円減少しました。(減少率1.49%)

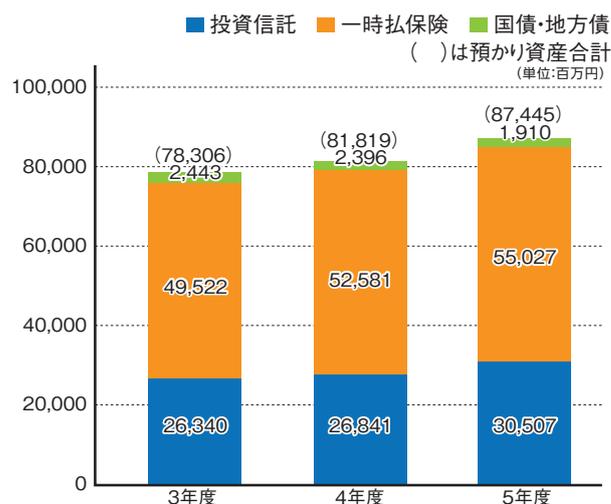
内訳は、要払性預金が176億円の増加、定期性預金が352億円の減少となりました。



預かり資産の状況

国債・地方債、投資信託、一時払保険(個人年金・終身保険)を合算した預かり資産残高は、874億円となりました。

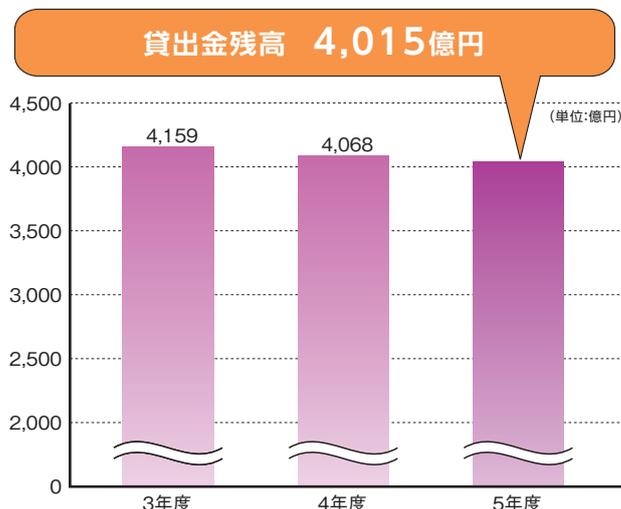
金融商品の品揃え充実やマネーアドバイザー(金融商品専門担当者)の育成・配置により、今後もお客さまのニーズに合致した各種金融商品の販売に努めてまいります。



貸出金の状況 (貸出金残高の推移)

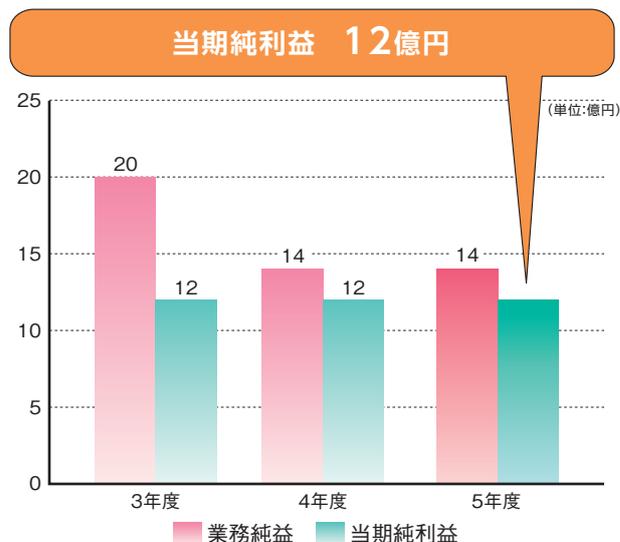
貸出金の期末残高は、4,015億円となり前年度から52億円減少しました。(減少率1.29%)

内訳は、個人向けが19億円の減少、事業性が32億円の減少となりました。



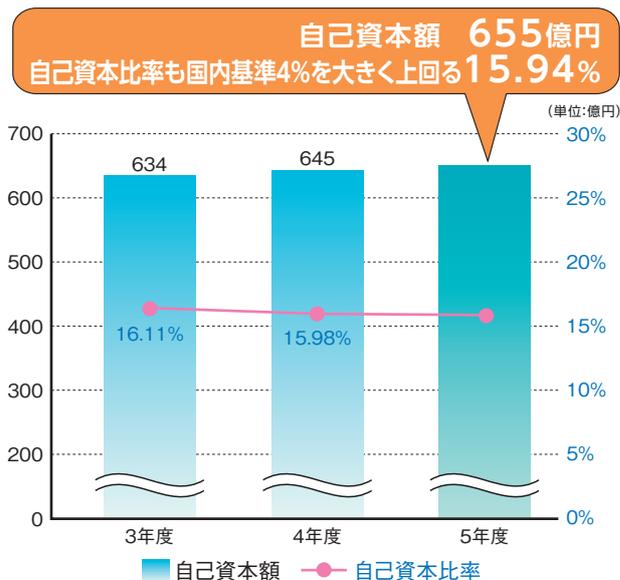
収益の状況（業務純益と当期純利益の推移）

金融機関の営業利益に相当する利益をあらわす業務純益は14億79百万円となり、最終の税引後利益をあらわす当期純利益は12億14百万円となりました。



自己資本比率の状況（自己資本比率等の推移）

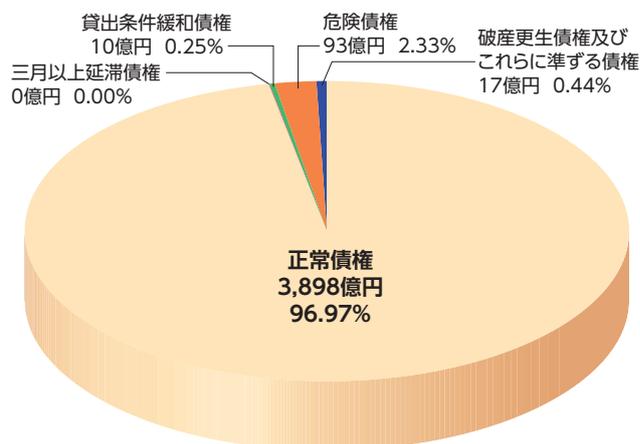
単体自己資本比率は、15.94%（前期比0.04ポイント低下）となりました。国内基準4%を大きく上回り当金庫の経営が健全かつ安全であることを示しています。安定した利益確保の継続により、リスクへの備えとしての自己資本額は655億円にのびります。



信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権残高・構成比

不良債権比率は、3.03%となりました。

今期も償却とともに適正な引当を実施しており、厚い内部留保とあわせて当金庫の不良債権に対する備えは万全です。



地域との連携

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み

当金庫では、中小企業者のお客さまの創業から事業承継まで企業のライフサイクルに応じた総合的なサポートを行っています。

■ 主な取組み

創業期

創業支援セミナー・相談会の開催

創業を予定している方や、創業間もないお客さまを対象に、創業計画立案作成、資金計画等をサポートします。

和歌山県では、創業や第2創業を目指す新たな担い手を発掘・育成するためにビジネスプランを公募し、金融機関やベンチャーキャピタル、起業家支援機関などと連携しマッチング機会を提供する「スタートアップ創出事業マッチングイベント」を主催しており、当金庫はビジネスプランの審査や助言・金融支援の面で協賛しています。



成長期

販路開拓支援

「新しい販売先を増やしたい」というお客さまを対象に、全国の信用金庫が開催するビジネスフェアや当金庫のネットワークを活かした商談会を通じた販路開拓支援等を行っています。

また、当金庫が運営する「きのくにサクセスクラブ」では、中小企業経営に役立つ経営情報の提供や、ビジネスマッチング、HP作成などさまざまなサポートを実施しています。



令和5年9月「和歌山県産梅酒商談会」 大阪・梅田スカイビル

きのくにまちづくりファンド

当金庫では、和歌山市の中心市街地等の活性化を目的に、一般財団法人民間都市開発推進機構との共同出資によりマネジメント型まちづくりファンドである『きのくにまちづくりファンド有限責任事業組合』を設立しています。

当ファンドの第二号案件として、和歌山市雑賀町で発酵食をコンセプトにした飲食・宿泊施設のリノベーション資金に投資を行いました。



きのくにコンシェルジュ～いこらわが町～

取引先の紹介を目的として当金庫HP内に「きのくにコンシェルジュ～いこらわが町～」を公開しています。

令和6年6月末現在で、約170先の取引先を紹介しています。



「きのくにコンシェルジュ」で検索

担保・保証に過度に依存しない融資への取組み

当金庫では、事業者のお客さまに対して事業内容等を精査したうえで必要な資金をご融資しています。事業性評価の取組みを積極的に進め、お客さまとの対話を十分に図りながら「担保・保証に過度に依存しない融資」への取組みに努めてまいります。

融資取組においては、担保に必要以上に依存することがないように、決算書に表れない技術力や販売力、経営者の資質等の経営実態をきめ細かく目利き検証し、「事業性評価に基づく融資」に積極的に取り組んでいます。

無担保融資（証貸）の取組み実績 （単位：件・百万円）

	令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
合計	773	11,409	589	9,046

成熟期

承継期

経営者相談会

中小企業診断士を招き、無料の経営相談会を実施しています。経営改善や財務相談、補助金や助成金の申請相談など相談内容は多岐にわたります。

若手経営者育成

若手経営者・後継者のマネジメント勉強会の開催とそれを通じての異業種交流会によるネットワーク構築をサポートしています。

事業承継支援

後継者へスムーズに事業を承継するための事業承継計画の策定をサポートしています。また、事業承継の税務・財務に精通した専門家（税理士・弁護士等）や『和歌山県事業承継・引継ぎ支援センター』をご紹介します。

人材紹介

『和歌山県よろず支援拠点』や『和歌山県プロフェッショナル人材拠点』などの公的機関や、税理士会や弁護士事務所等と連携し、さまざまな課題解決に対応できる体制を整えています。

また、当金庫は令和5年に「先導的人材マッチング事業」を実施する事業者として採択され、多様な人材ニーズに対応できる体制を構築しています。（令和6年度も引き続き採択されました。）

経営改善支援の取組み

営業店経営サポート担当者と本部専担者が一体となってお取引先の経営改善計画の策定や資金繰りアドバイス等経営改善支援に取り組んでいます。

令和5年度 経営改善支援の取組み実績（正常先を除く）

期初債務者数	うち経営改善支援取組み先数	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数	αのうち再生計画を策定している先数	経営改善支援取組み率	ランクアップ率	再生計画策定率
(A)	(α)	(β)	(γ)	(δ)	(α/A)	(β/α)	(δ/α)
1,381	16	0	16	16	1.16%	0.00%	100.00%

注）・期初債務者数及び債務者区分の基準日は令和5年4月初時点です。

・債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン・住宅ローンのみの先を含んでいません。

・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含んでいません。

・期中に新たに取引を開始した取引先は本表に含んでいません。

収益力向上支援業務（早期経営改善計画策定支援事業）への取組み

財務内容や資金繰りが悪化している事業者、再生フェーズに陥る前段階で本源的な収益力の改善・回復・向上を図ることを目的として、令和5年度より12先の収益力向上計画書の策定支援を行いました。令和6年度では計画を策定した12先へ、月1回以上の面談を通じて伴走支援（モニタリング）を行うとともに、中小企業庁「民間金融機関による『早期経営改善計画策定支援事業（ポストコロナ持続的発展計画事業）』」が開始されたことを受け、本制度を活用した事業計画書策定支援を行う体制を整備しています。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。

同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

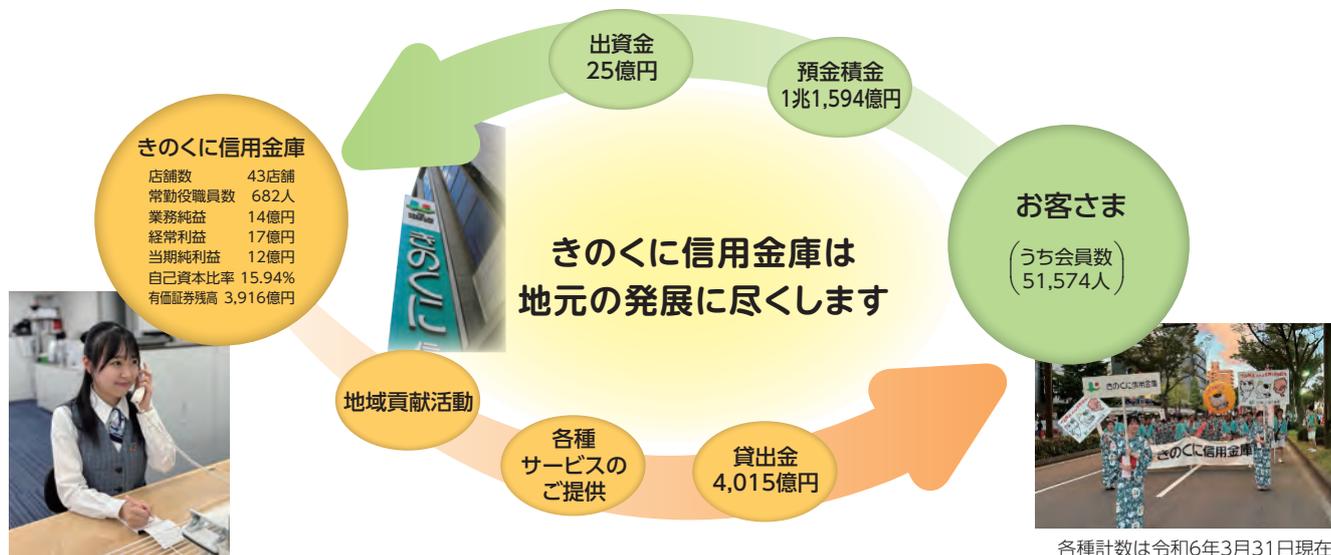
令和5年度「経営者保証に関するガイドライン」への取組み実績

新規に無保証で融資した件数	1,450件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	35.18%
保証契約を解除した件数	61件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り）	0件

地域との連携

地域への貢献

当金庫は、和歌山県および大阪府南部を事業区域として、地元の企業や住民の皆さまが会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを理念として運営する相互扶助型の金融機関です。地元のお客さまからお預かりした大切な資金（預金積金）は地元で資金を必要とするお客さまにご融資を行い、皆さまの豊かな暮らしと事業の夢の実現を応援します。



各種計数は令和6年3月31日現在

プラチナくるみんプラス認定

くるみん認定とは、仕事と子育ての両立ができるように、雇用環境の整備に力を入れている「子育てサポート企業」を厚生労働大臣が認定する制度です。

当金庫は、平成28年に「くるみん認定」を受け、その後の継続的な取組みが認められ、令和元年には、高い水準の取組みを行っている「プラチナくるみん認定」に認定されていました。そして、令和5年10月には、不妊治療のための休職制度など、不妊治療と仕事との両立をサポートする取組み基準を満たした企業として、和歌山県初の「プラチナくるみんプラス」の認定を取得しました。



健康経営優良法人認定

当金庫は、令和6年3月に経済産業省と日本健康会議が共同で実施する健康経営優良法人認定制度の認定を受けました。

健康経営優良法人とは地域の健康課題に即した取組みや日本健康会議が進める健康増進に即した取組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

当金庫は、令和5年8月にすべての職員が安心して働き続けられる職場環境の整備を目的として、「健康経営宣言」を制定しており、今後も、職員の健康意識の高揚とワークライフバランスの一層の推進に取り組んでいきます。



- 当金庫の主な取組み内容（健康経営宣言）
- ▶ 職員の健康に関する積極的な関与
 - ▶ 職場のメンタルヘルスケアへの取組み
 - ▶ 多様な働き方とワークライフバランスの実現
 - ▶ 職場内コミュニケーションの充実

トピックス

2023年4月

- ・きのくにサクセスクラブ会員企業を対象に「新入社員・若手社員向け研修会」を開催
- ・和歌浦漁港「第34回朝市・おとっとと広場」に出店参加

2023年6月

- ・「第31回きのくに信用金庫杯争奪野球大会 兼 第54回和歌山市軟式野球連盟学童部選手権大会」開催
- ・ホームページを全面リニューアル
- ・「海の豊かさを守ろう」をテーマに全店役職員による一斉ボランティア活動を実施
- ・「第59期通常総代会」「金庫発足30周年記念総代懇親会」を開催

2023年7月

- ・きのくにサクセスクラブ「第9期次世代経営塾」を開講
- ・お客さまとの現金・通帳等の受け渡しにおいて「電子サイン」を導入（従来の「受取証」の発行を順次廃止）

2023年8月

- ・第55回紀州おどり「ぶんだら節」に総勢158名が参加
- ・「副業人材活用セミナー」を開催（海南商工会議所、紀州有田商工会議所協賛）
- ・夏休みマネースクール「きのくにキッズ探検隊2023」を開催

2023年9月

- ・30周年記念特設Webサイトを公開（信用金庫PRコンクール優秀賞受賞）

2023年10月

- ・「発足30周年感謝定期預金」の発売を開始
- ・箕島支店を移転し、箕島駅前支店を店舗内店舗とする形態でリニューアルオープン
- ・「第75回わかやま商工まつり」に出店参加
- ・発足30周年記念講演会を開催（和歌山市・田辺市）
講師：落語家 桂文枝氏（和歌山市）／フリーアナウンサー 福澤朗氏（田辺市）

2023年11月

- ・発足30周年を迎える
- ・取引先応援Webサイト「きのくにコンシェルジュ～いこらわが町～」を公開
- ・紀州材の積極的な活用を行う「建築物木材利用促進協定」を和歌山県と締結
- ・中学生を対象に地元企業の紹介・企業訪問等の機会を提供することを目的とした「ジョブツアー」を開催
- ・和歌山県が森林環境保全を目的として実施する「企業の森」事業への参画

2023年12月

- ・「和歌山ものづくり文化祭2023」に事務局として運営に協力
- ・和歌山大学にて当金庫取引先と学生が新規事業構想案の作成を目的とした講義「『未来事業』共同デザインプロジェクト（CODE-WK）」を開講

2024年1月

- ・「きのくにサクセスクラブ新春講演会・懇親会」を開催
講師：元麒麟ビール代表取締役副社長 田村潤氏
懇親会では「企業プレゼン」「マッチング・協業相談」などの催しを開催

2024年3月

- ・事業者の販路開拓を目的に「ものづくり販路開拓コーディネート相談会」、「第4回きのくに信金販路応援商談会」を開催
- ・中学生の部活動支援として「第11回ソフトテニス出張指導教室」を開催



全店一斉ボランティア



第9期次世代経営塾



第55回紀州おどり



「企業の森」調印式



「未来事業」共同デザインプロジェクト（CODE-WK）第1回講義

経営と取組み

コンプライアンス・お客さま保護・リスク管理

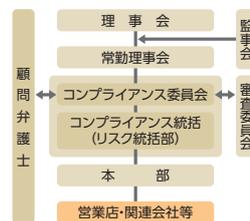
コンプライアンス態勢

法令等遵守態勢の整備・確立が金融機関の業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つであると認識しています。そのため、法令等遵守（コンプライアンス）方針を定め、組織体制の整備を行っています。

コンプライアンスはリスク統括部が統括し、各業務部門と営業店にコンプライアンス担当者1名を任命し、一定規模以上のリスクのある営業部門にはコンプライアンス・オフィサーを配置しています。

また、コンプライアンスに関する事項について一元的に管理・検証・協議等を行い、コンプライアンスの積極的推進とその態勢確立を図るためにコンプライアンス委員会を設置しています。

コンプライアンス態勢図



内部統制基本方針

法令等に基づき、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性を確保するため「内部統制基本方針」を定めています。方針では、コンプライアンス体制、リスク管理体制、理事会での業務執行等について以下のように定めています。

内部統制基本方針

- I. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- II. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- IV. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- V. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- VI. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
- VII. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- VIII. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- IX. 当金庫の監事への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- X. 当金庫及び子法人等における業務の適性を確保するための体制

顧客保護等管理方針

お客さまの保護及び利便性の向上を図り、業務の健全性及び適切性を確保するため「顧客保護等管理方針」を制定しています。

顧客保護等管理方針（基本方針）

1. お客さまに対して説明を要する与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、預金等の受入れ、商品の販売、仲介及び募集等の取引について、適切かつ十分な情報提供と商品説明を行う。
2. お客さまからの問合せ、相談及び苦情については、公正かつ誠実に対処し、お客さまの理解と信頼が得られるよう真摯に取組む。
3. 個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法令等を遵守し、お客さまの情報を漏洩・紛失・破壊・不正アクセス防止の観点から適切に管理する。
4. 金庫の業務を外部委託する場合において、業務遂行の的確性を確保し、お客さまの情報やお客さまへの対応が適切に実施される態勢を確保する。
5. お客さまとの取引に伴いお客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反の管理が適切に行われる態勢を確保する。
6. その他当金庫の業務に関しお客さまの保護や利便の向上のため必要であると理事会等において判断した業務の管理が適切に行われる態勢を確保する。

個人情報保護

■個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）の公表

個人情報及び個人番号（以下、「個人情報等」といいます）の適切な保護と利用を図るために「個人情報保護宣言」をホームページに掲載するとともに、店頭サイネージにて公表しています。

■個人情報等に関するご質問・苦情・異議の申し立てについて

個人情報等の取扱いに係るお客さまからのご質問等に適切な取組みを行っています。

【個人情報等に関する相談窓口】

きのくに信用金庫 営業統括部 お客さま相談課

（きのくに相談所）

※電話・FAX番号等は10ページに掲載

反社会的勢力の排除

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融犯罪防止への取組み

当金庫では、キャッシュカードの不正利用、振り込み詐欺、フィッシング詐欺などの金融犯罪に対して、お客さまに安全にお取引いただくためにさまざまな対策を積極的に実施しています。また、インターネットバンキング（個人・法人）について、ワンタイムパスワードの導入など安全性向上に積極的に取り組んでいます。

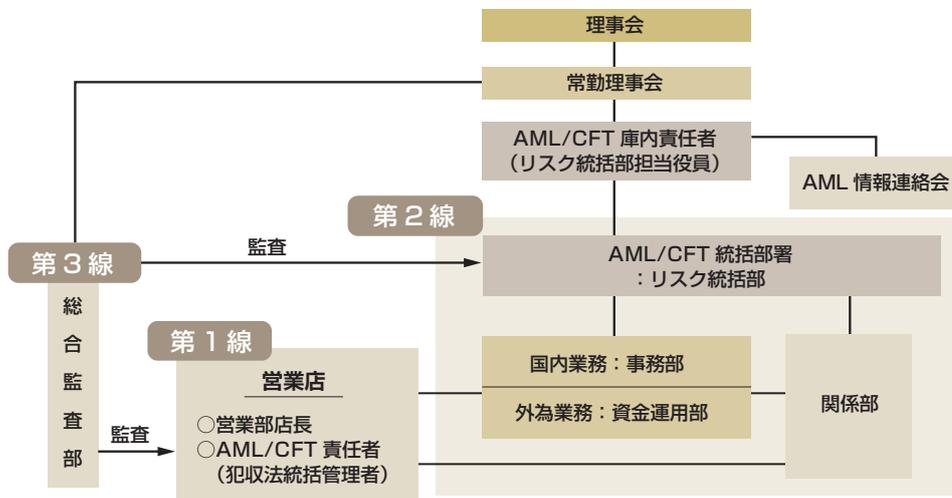
コンプライアンス・お客さま保護・リスク管理

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の管理態勢

当金庫では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という）の防止に向けた国際的な要請の高まりを受け、マネー・ローンダリング等の対策を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、管理態勢の構築・強化の取組みに努めています。

お客さまへ

上記の取組みの一環として、お取引の目的や背景、資金の原資などをお伺いするほか、お客さまの現在の情報（住所・ご職業・事業内容など）を確認させていただいております。
お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



金融商品に係る勧誘方針

金融商品の販売等は、金融商品取引法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（金融サービス提供法）などの関連する法令に基づき行います。

これらは元本割れが生じる可能性がある金融商品を購入しようとする利用者の保護が主な目的であり、金融機関がこれらの法律等が適用される金融商品を勧誘・販売する際には、お客さまの状況に応じた対応が求められます。当金庫は法令等に基づく各種対応を的確に行っています。

当金庫は、金融サービス提供法に基づき、金融商品の販売等に際しては、適正な勧誘を確保するため下記の事項を遵守します。

金融商品に係る勧誘方針

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 当金庫は、お客さまに関する情報について、当金庫役職員が法令等に従い、その適切な取扱い及び保護をはかり、金融機関としての社会的責務を全ういたします。
3. 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
4. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
5. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

統合的リスク管理

金融機関を取り巻くリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク）等多様に存在します。金融機関は、それらのリスクを管理しながら、自らの体力（自己資本）の範囲内で適正な収益を上げることが求められています。

当金庫では、統合的リスク管理方針、統合的リスク管理規程を制定するとともに、ALM委員会、市場リスク管理部会、信用リスク管理部会、オペレーショナル・リスク管理部会等を通じ、内部管理態勢を充実させ、適切なリスク管理態勢の整備に努めています。

●信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化により、資産（オフ・バランス資産を含む全資産）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク

●市場リスク

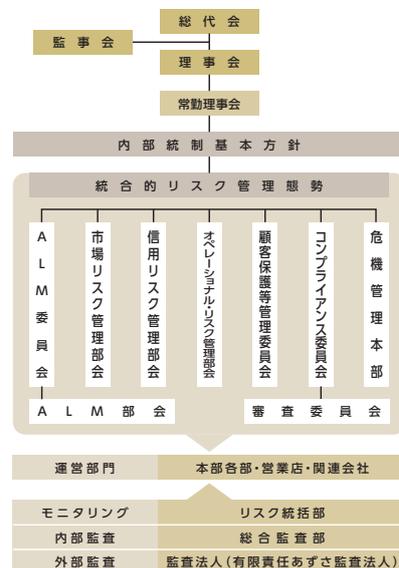
金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまなリスク要因の変動により、保有資産の価値が変動し損失を被るリスク

●流動性リスク

資金繰りが悪化したり、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク

●オペレーショナル・リスク

業務の過程、役職員の活動、システムが不適切であること、もしくは機能しないことまたは外生的な事象により損失を被るリスク



経営と取組み

コンプライアンス・お客さま保護・リスク管理

金融ADR制度への対応

金融 ADR 制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）を踏まえ、適切に相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という）に対処する体制を整備しています。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という）は、営業店または営業統括部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

きのくに信用金庫 営業統括部 お客さま相談課(きのくに相談所)

住 所	〒640-8655 和歌山市本町2丁目38番地
電 話 番 号	073-432-7118
F A X	073-422-6193
メー ル ア ド レ ス	ksb@kinokuni-shinkin.jp
受 付 日 時	月～金曜日(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受 付 媒 体	電話、手紙、ファクシミリ、eメール、面談

*お客さまの個人情報や苦情等の解決を図るため、またお客さまとの取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記営業統括部にご相談ください。

名 称	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受 付 日 時	月～金曜日(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、営業統括部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時	月～金曜日 (祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～16:00	月～金曜日 (祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金曜日 (祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫営業統括部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

(1)現地調停

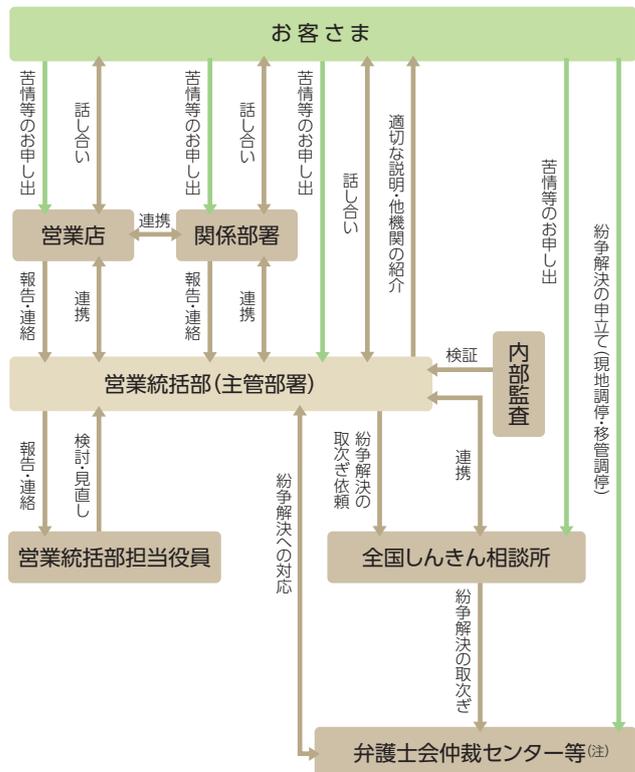
東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、和歌山弁護士会等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

(2)移管調停

現地調停以外に、他の弁護士会に紛争を移管し解決する方法(移管調停)もあります。

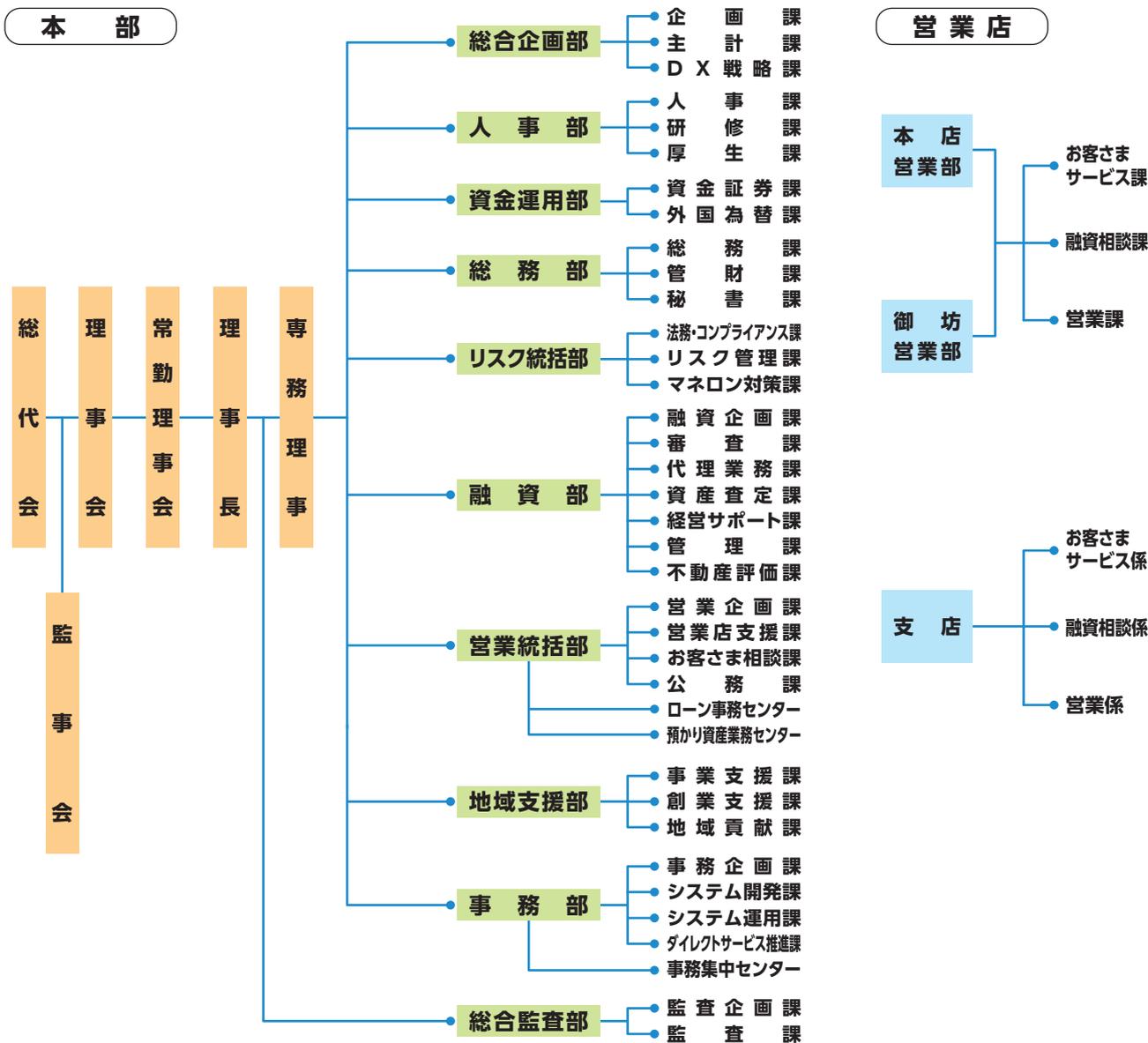
苦情等への取組体制



(注) 弁護士会仲裁センター等
 ・東京弁護士会 紛争解決センター
 ・第一東京弁護士会 仲裁センター
 ・第二東京弁護士会 仲裁センター
 ↓
 ・和歌山弁護士会等(現地調停)

組織図・役員一覧

組織図 (令和6年7月1日現在)



役員一覧 (令和6年7月1日現在)

(代表理事) 理事長	田谷 節朗	常務理事	富山 千座	常勤監事	山口 直哉
(代表理事) 専務理事	岩橋 儀幸	常務理事	木村 功	非常勤監事	中原 洋二 ^(※2)
常務理事	緒方 公一 ^(※1)	常務理事	辻 浩一	非常勤監事	楠山 勝弘 ^(※2)
常務理事	田端 正巳	常務理事	青山 栄三		
常務理事	橋本 和也	常勤理事	田端 浩二		

※1 理事 緒方公一は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2 監事 中原洋二・楠山勝弘は、信用金庫法第32条5項に定める員外監事です。

総代会制度について

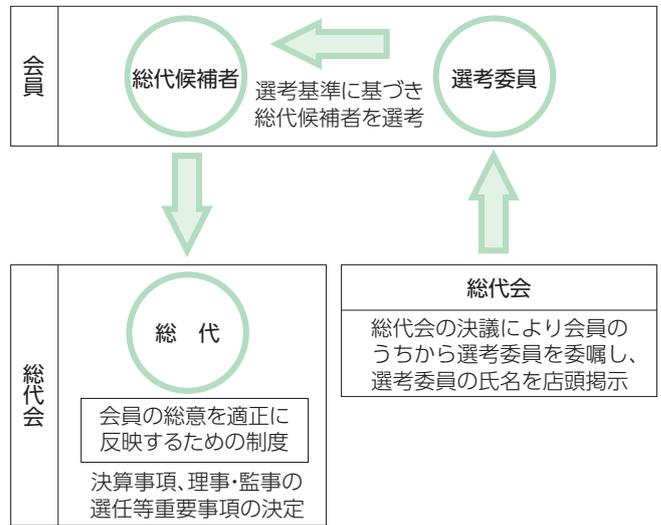
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代候補者選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では総代会のほかに総代懇談会など、さまざまな活動を通じて総代や会員さま等とのコミュニケーションを大切に、金庫経営の改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



総代とその選任方法について

(1) 総代の任期・定数

総代の任期は3年です。

総代の定数は125人以上、175人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員*の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選任する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。（異議があれば申し立てる）

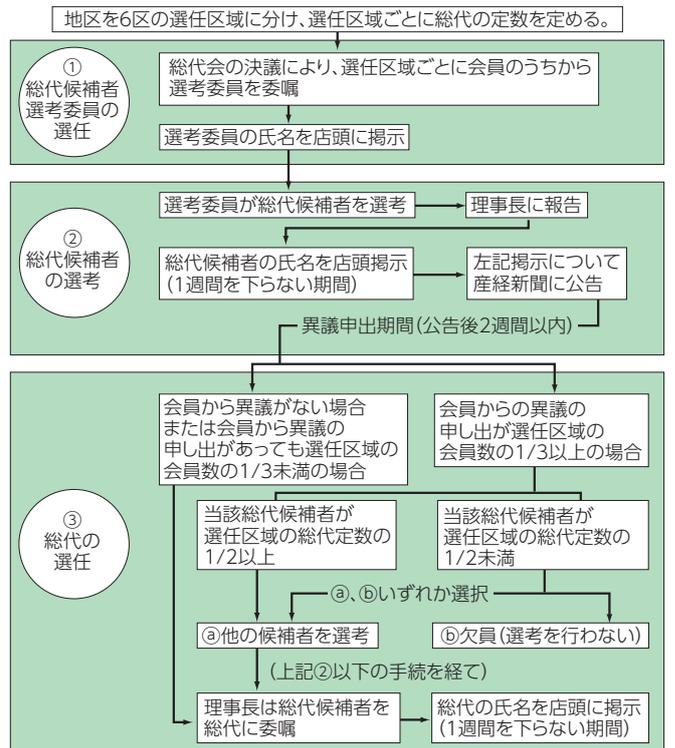
（注）総代候補者選考基準

- 当金庫の会員であること。
- 地域における信望が厚い人。
- 人格・性格が温厚誠実で、物事を平等に見る信頼のおける人。
- 金庫経営ならびに業績発展に積極的に協力してくれる人。
- 将来、金庫に協力が期待できる人。

※ I. 当金庫の会員となることができない者

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
2. 次の各号のいずれかに該当する者
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

（総代が選任されるまでの手続について）



II. 総代会の決議により除名となることがある場合

1. 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてこの金庫の信用を毀損し、またはこの金庫の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
2. 加入申込書でしていただく、上記Iの「1」および「2」のいずれにも該当しないことの表明ならびに将来にわたっても該当しないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

第60期通常総代会の決議事項

令和6年6月19日ホテルグランヴィア和歌山において第60期通常総代会を開催し下記議案が原案通り承認可決されました。

- 第1号議案 第60期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 長期間所在不明会員除名の件
- 第3号議案 総代候補者選考委員30名選任の件
- 第4号議案 理事10名選任の件
- 第5号議案 監事3名選任の件
- 第6号議案 退任理事に対する退任慰労金贈呈の件



総代の氏名 (令和6年7月1日現在)

第1区 (54人) 和歌山市、泉南市、阪南市、泉佐野市、貝塚市、大阪府泉南部																							
赤井海小島高田中森山	土出瀬下早川橋村林本田	洋紀太也也幸夫之孝哲勝	一②生④太郎⑩	一⑧	一①	一②	一⑥	一④	赤伊榎木坂島竹辻松森山	間藤畑村口田本本	淳正直明邦三純節敏茂	巴③一⑦尚⑧人④嗣③博①久⑥子③男③登⑥生⑤	浅岩勝酒重田土的保山	井橋本里中山場井本	信一真人徹②豊彦⑤秀昭①德祐②元吾③進⑦	雄③博⑥人①三⑥徹②彦⑤昭①泰①二①吾③三⑦	東上山金葛世関田中丸安湯	山田本本口中島山井川	行年崇晴昌幸靖章節敏純	男⑤弘⑧司①久①克④司①大③壽⑧夫③也①至②	伊岡川久慈高谷中三山	澤田端保幸垣澤野澤下	徹③紀⑥隆⑥典③治①宏②記③生⑥明④登茂枝①
第2区 (15人) 海南市、海草郡																							
宇山深	惠東海	久剛寛	視①一④昭⑤	上野山神森	桂出勝史	司③治⑤成②	海部野山	雅勝久浩	角谷橋横	太健文	基①至⑩雄⑩	木下吉	下山田	惠文昌	三②孝①弘⑦								
第3区 (14人) 橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡																							
家萱西	田野沢	勝忠恒	幸⑧重⑦久②	石北濱	大田義仁	司⑨男⑤仁⑤	上小藤	住西本	道捷秀	宣④治⑩之⑥	大東森	敏美博	晃⑧鈴⑥史⑤	小寺	川田	量⑧美④							
第4区 (24人) 有田市、有田郡																							
赤加嶋長藤	井納田尾岡	直悦志昌	人③誠③也⑩志⑩三④	秋川寺中三尾川	竹新前平孝友	吾③弘③成①治①秀⑩	岩川中登吉	橋端善尾恭	克隆善恭	治①也②隆⑤方③三⑤	上野桑中畑若	山原井中松	喜高賢一誠	之③德①次⑤伸⑤一⑦	江阪永廣	川本井岡	正文④三⑤康太郎⑩聖司⑥						
第5区 (19人) 御坊市、日高郡																							
石喜谷三	倉多前	忠英邦	明④隆④弘④剛③	岩小田宮	中林端本	豊宏静恭	上小森	西山村澤	一①豊③宏②孝④	永③昭②仁④	狩里西吉	谷村田	典裕光	男⑧治⑤作③擴⑩	河高野	本垣村	武③太郎③夫⑧						
第6区 (20人) 田辺市(本宮町を除く)、西牟婁郡、東牟婁郡、串本町、古座川町																							
新金橘野	井谷村	康清一郎	司②道③郎⑩や⑦	稻小畑	生森吉地	直正昭①樹⑦剛⑤昭①雄①	江近中廣	川藤村本	信新茂喜	也③治⑩之⑦亮⑥	榎本西山	本鈴木峰口	長慎高代①	治③次⑥高⑥代①	柏木野若	木田藤	壽①崇③正②幸②						

(敬称略50音順 合計146人)
※氏名の後の数字は総代への就任回数

■ 総代の属性等別構成比

年代別	70代以上50%、60代33%、50代16%、40代1%
職業別	法人役員88%、個人事業主10%、個人2%
業種別	製造業32%、卸売・小売業23%、建設業15%、不動産業8%、その他サービス業7%、医療・福祉業5%、運輸業3%、その他7%

業務運営

店舗概況

店舗数
43カ店

(令和6年7月1日現在)



店外ATMコーナー (令和6年7月1日現在)

●・・・土日稼働 ▲・・・日曜日稼働 ■・・・祝日稼働

所在地	土日祝	所在地	土日祝	所在地	土日祝
和歌山市 和歌山市役所		和歌山市 マツゲン栄谷店	●▲■	有田川町 スーパーセンターオークワ有田川店	●▲■
和歌山市 和歌山市駅	●▲■	和歌山市 マツゲン小雑貨店	●▲■	湯浅町 オークワ湯浅店「ユピア」	●▲■
和歌山市 イズミヤ和歌山店(2カ所)	●▲■	和歌山市 マツゲン和歌山インター店	●▲■	広川町 広川町役場	●▲■
和歌山市 オークワパームシティ店	●▲■	和歌山市 メッサオークワガーデンパーク店	●▲■	御坊市 オークワロマンシティ御坊店	●▲■
和歌山市 宮出張所	●▲■	岩出市 岩出大町出張所	●▲■	御坊市 御坊中町出張所	●▲■
和歌山市 湊出張所	●▲■	岩出市 マツゲン岩出中迫店	●▲■	みなべ町 みなべ町役場	●▲■
和歌山市 和歌浦出張所	●▲■	紀の川市 イオンタウン貴志川店	●▲■	田辺市 片町通り出張所	●▲■
和歌山市 オークワ本社中島店	●▲■	橋本市 高野口出張所		田辺市 オークワパピリオンシティ田辺店	●▲■
和歌山市 オークワセントラルシティ店	●▲■	橋本市 産直市場よってって高野口店	●▲■	田辺市 オークワ田辺東山店	●▲■
和歌山市 和歌山ターミナルビル出張所	●▲■	海南市 JR海南駅	●▲■	田辺市 グルメシティ万呂店	●▲■
和歌山市 オークワオーストリート和歌山北バイパス店	●▲■	海南市 スーパーセンターオークワ海南店	●▲■	上富田町 スーパーエバグリーン上富田店	●▲■
和歌山市 松江出張所	●▲■	海南市 オークワ海南幡川店	●▲■	串本町 オークワ串本店	●▲■
和歌山市 紀伊川辺出張所	●▲■	有田市 箕島本町出張所	●▲■	泉南市 イオンモールりんくう泉南店	●▲■
和歌山市 イオンモール和歌山店	●▲■	有田市 オークワ箕島店	●▲■		

店舗所在一覧 (令和6年7月1日現在)

店名	店番	郵便番号	所在地	電話番号	貸金庫	AED
本部		640-8655	和歌山市本町2-38	073-432-5000		

和歌山地区

本店営業部	030	640-8655	和歌山市本町2-38	073-427-4300	?	?
和歌山支店	013	640-8331	和歌山市美園町4-92	073-425-2211	?	?
出水支店	041	640-8321	和歌山市出水73-4	073-471-9415	?	
中之島支店	037	640-8392	和歌山市中之島301-2	073-472-0011	?	?
鳴神支店	008	640-8303	和歌山市鳴神125-1	073-473-1500	?	
宮前支店	060	641-0007	和歌山市小雑賀3-5-31	073-426-3200		
堀止支店	014	641-0045	和歌山市堀止西1-1-8	073-436-5111	?	?
砂山支店	062	640-8255	和歌山市舟津町3-31-3	073-425-0777		
秋葉山支店	015	641-0024	和歌山市和歌浦西1-4-2	073-445-0033	?	?
和歌浦支店	033	641-0024	和歌山市和歌浦西1-4-2 (秋葉山支店内)	073-445-0033		
紀三井寺支店	050	641-0013	和歌山市内原887-1	073-445-3636		
野崎支店	053	640-8403	和歌山市北島426-7	073-455-2231		
紀の川支店	047	640-8432	和歌山市土入73-1	073-453-5500	?	
河西支店	043	640-8435	和歌山市古屋86-4	073-453-1300	?	?
楠見支店	051	640-8463	和歌山市楠見中20-1	073-454-0001		
六十谷支店	019	640-8482	和歌山市六十谷1032-1	073-461-1611	?	

紀北地区

岩出支店	021	649-6234	岩出市高瀬82-1	0736-62-0111	?	?
貴志川支店	063	640-0411	紀の川市貴志川町前田229-1	0736-64-8123		
打田支店	068	649-6417	紀の川市西大井87-2	0736-77-1803	?	
橋本支店	039	648-0073	橋本市市脇5-5-18	0736-32-3801	?	

海南地区

海南支店	054	642-0002	海南市日方210-1	073-482-5333	?	?
内海支店	045	642-0032	海南市名高508-7	073-482-0820		
黒江駅前支店	020	642-0012	海南市岡田588-2	073-482-3741	?	
海南東支店	046	642-0024	海南市阪井1766-1	073-487-0777		
加茂郷支店	036	649-0122	海南市下津町黒田47-13	073-492-1415		

有田地区

箕島支店	059	649-0304	有田市箕島62-1	0737-82-2136	?	?
箕島駅前支店	064	649-0304	有田市箕島62-1 (箕島支店内)	0737-82-2136		
吉備支店	065	643-0021	有田郡有田川町下津野606-1	0737-52-8228	?	
湯浅支店	017	643-0004	有田郡湯浅町湯浅1796-2	0737-63-1151	?	?

御坊地区

由良支店	024	649-1112	日高郡由良町網代251-2	0738-65-0111		
御坊営業部	001	644-0011	御坊市湯川町財部701	0738-22-5111	?	?
道成寺支店	005	649-1341	御坊市藤田町藤井1879-1	0738-22-2103		
御坊南支店	009	644-0005	御坊市名屋町3-2-5	0738-22-0272		
印南支店	012	649-1534	日高郡印南町印南1806	0738-42-0016	?	

田辺地区

南部支店	004	645-0002	日高郡みなべ町芝409	0739-72-2001	?	?
龍神支店	006	645-0415	田辺市龍神村西74-3	0739-78-0231	?	
田辺支店	002	646-0032	田辺市下屋敷町81-10	0739-22-6300	?	?
江川支店	007	646-0032	田辺市下屋敷町81-10 (田辺支店内)	0739-22-6300		
秋津支店	023	646-0005	田辺市秋津町210-5	0739-25-5700		
白浜支店	026	649-2211	西牟婁郡白浜町911-8	0739-42-4111	?	

串本地区

串本支店	003	649-3503	東牟婁郡串本町串本1735	0735-62-0067	?	?
------	-----	----------	---------------	--------------	---	---

大阪泉南地区

尾崎支店	025	599-0202	大阪府阪南市下出530-3	072-471-7711	?	
熊取支店	066	590-0403	大阪府泉南郡熊取町大久保中1-15-10	072-453-3611	?	

業務のご案内

商品のご案内

充実したラインアップで、お客さまの豊かな暮らしと事業の夢の実現をお手伝いいたします。

主な預金商品

商品名	特 色	期 間	お預入れ金額	
総 合 口 座	普通預金に定期預金を担保とする当座貸越機能をセットした総合口座は、「貯める」「支払う」「借りる」の3つの機能をもった便利な一冊です。 *貸越限度額は、定期預金合計額の90%です(最高200万円)。	出し入れ自由	1円以上	
普 通 預 金	出し入れが自由にでき、給与、年金などの受取り、公共料金の自動支払いなど、家計簿がわりに便利に利用できます。	出し入れ自由	1円以上	
決 済 用 普 通 預 金	「無利息」・「要求払い」・「決済サービスを提供できること」の条件を満たし、預金保険制度により全額保護される預金です。 キャッシュカードもご利用できます。	出し入れ自由	1円以上	
貯 蓄 預 金	普通預金よりも金利が有利な預金です。 自動受取、自動支払いはできません。(個人のお客さま専用) ※金利情勢等により適用利率が普通預金と同一になる場合があります。	出し入れ自由	1円以上 (最低維持残高10万円)	
当 座 預 金	商取引のお支払いに便利な、小切手や手形をご利用頂ける口座です。 利息は付きません。	出し入れ自由	1円以上	
通 知 預 金	一時的な資金運用に適しています。 お引き出しは2日前までに通知が必要です。	7日以上	1万円以上	
納 税 準 備 預 金	納税に備えるための資金を計画的に準備いただけます。	引き出しは納税時	1円以上	
定 期 預 金	ス ー パ ー 一 定 期 預 金	お預入れ金額1,000万円未満の定期預金です。 目的に合わせてお預入れ期間が選べます。	1か月以上5年以内	100円以上
	大 口 定 期 預 金	1,000万円以上のまとまった資金運用に適した定期預金です。 分散している資金をまとめてより有利に運用していただけます。	1か月以上5年以内	1千万円以上
	期 日 指 定 定 期 預 金	1年経過後は1カ月前の通知によりお引き出しができます。 1年複利の定期預金です。(個人のお客さま専用)	1年据置最長3年	100円以上 300万円以内
	変 動 金 利 定 期 預 金	お預入れ期間中は半年毎にその時々金利情勢に応じて適用金利の見直しがあります。	1年以上3年以内	100円以上
財 形 預 金	財 形 預 金	毎月のお給料・賞与から積立希望額を天引きしてお預かりします。 財形年金預金と財形住宅預金を合わせて550万円まで非課税です。		
	一 般 財 形 預 金	貯蓄目的は自由で積立期間中でも必要に応じてお引き出しできます。	積立期間3年以上	1,000円以上
	財 形 年 金 預 金	積立金は60歳以降に指定口座へ年金としてお振込いたします。	積立期間5年以上	1,000円以上
	財 形 住 宅 預 金	住宅取得資金を蓄えることを目的とした預金です。	積立期間5年以上	1,000円以上
定 期 積 金	目的に合わせて毎月計画的に積み立てる預金です。 事業プラン、生活プランに合わせた資金づくりにお役立てください。	6か月以上5年以内	3,000円以上 1,000円単位	
積 立 定 期 預 金	ご契約期間内で分割のお預入れができます。 スーパー定期預金の金利を適用しています。	6か月以上7年以内 (据置期間3カ月)	100円以上	
外 貨 定 期 預 金	米ドル建てによる定期預金です。お預入れ時の金利が満期日まで変わりません。相場変動による為替リスクがあります。(預金保険の対象外)	3カ月・6カ月・1年	3,000米ドル以上	

主な資産運用商品

種 類	特 色
国 債	新規に発行される利付国債や個人向け国債(固定3年、固定5年、変動10年)のお取扱いをしています。
投 資 信 託	投資目的に合わせた商品をご用意しております。 一定金額を自動的に購入いただける、定時定額購入もご利用いただけます。
生 命 保 険	老後生活資金の準備、資産の運用、相続準備、死亡保障等お客さまのニーズに応じて、一時払い個人年金保険(通貨指定型)と一時払い終身保険(円建て、外貨建て)をご用意しております。
確 定 拠 出 年 金	公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金のひとつです。投資信託や預金などの運用商品をご自身で選び、老後のための資金運用を行う制度です。

期間・お取扱い金額等は各商品により異なります。くわしくは、窓口でお尋ねください。

主な事業融資商品

種類	特徴・資金用途	ご融資限度額・返済期間
一般融資	商業手形割引(でんさい含む)、手形貸付、証書貸付、当座貸越など用途に合わせてご利用いただけます。	詳しくは窓口でお尋ねください。
スーパーアシスト	地元事業者の皆さまにスピーディーかつタイムリーにお応えいたします。証書貸付タイプと、いつでもご利用可能な当座貸越タイプがございます。	証書貸付タイプは4,000万円以内 運転資金5年以内 設備資金7年以内 当座貸越タイプは2,000万円以内 3年以内(1年更新)
きのくに農業者支援ローン	農業従事者(兼業・法人を含む)の皆さまを応援いたします。毎月返済の他、年1回返済・年2回返済もご利用いただけます。	運転資金は700万円以内 5年以内 設備資金は1,000万円以内 10年以内
きのくにアグリビジネスローン	当金庫営業地区内で農業を営む個人、法人事業者の皆さまを支援します。運転資金・設備資金にスピーディーに対応できる当座貸越です。	認定農業者の方 500万円以内 上記以外の方 300万円以内
きのくに創業・新事業支援ローン	創業・新事業に必要な運転資金・設備資金を応援いたします。	500万円以内 運転資金は5年以内 設備資金は7年以内
きのくに創業サポート融資	日本政策金融公庫との連携融資です。和歌山県内にて創業予定もしくは創業後1年以内の事業者さまが対象です。	当金庫と日本政策金融公庫で合計1,000万円以内(当金庫貸出分は原則200万円以内) 当金庫貸出分は原則3年以内 日本政策金融公庫貸出分は 運転資金最長 5年 設備資金最長 15年
パワースクラムⅡ	和歌山県信用保証協会保証付融資です。決算内容だけでなく、経営実態を目利き検証し、大口無担保での資金調達を応援いたします。	8,000万円以内 10年以内
スクラム・プラス	和歌山県信用保証協会保証付融資です。事業者さまが有する不動産担保を有効活用し、円滑な資金調達を応援いたします。	2億円以内 20年以内
SDGs保証	和歌山県信用保証協会保証付の融資です。SDGsに取り組む事業者の皆さまを対象に、円滑な資金調達を応援いたします。	3,000万円以内 10年以内
レポート50	和歌山県信用保証協会保証付の融資です。当金庫との一定の取引がある事業者さまの資金調達にタイムリーに貢献します。	5,000万円以内 10年以内
林業・木材産業改善資金(和歌山県転貸資金)	農林漁業信用基金保証付融資です。和歌山県において林業・木材産業者が新たな林業部門の経営の開始や林産物の新たな生産方式導入等の設備導入時に、無利子で資金調達できる転貸制度です。	個人:1,500万円以内 会社:3,000万円以内 会社以外の団体:5,000万円以内 木材産業:1億円以内 10年以内(設備資金のみ)
きのくに事業者カードローン	事業資金が専用カードによりご利用いただける保証協会の保証扱い専用のカードローンです。	100万円以上 2,000万円以内
きのくに事業者カードローン[ジュニア]	和歌山県信用保証協会保証付融資です。小規模企業者(組合を除く)の事業振興を応援いたします。	50万円以上500万円以内 (白色申告の個人事業者は200万円以内)
パーフェクトフリーBiz	個人事業主向けフリーローンです。スピード審査で担保・保証人不要です。	10万円以上500万円以内 10年以内

主な個人向け融資商品

種類	特徴・資金用途	ご融資限度額・返済期限
住宅ローン	住宅の新築・マンションの購入および増改築など快適なお住まいの実現に、また住宅ローンのお借換えにもご利用いただけます。	100万円～最高1億円まで・最長40年
リフォームローン	自宅のバリアフリー化、耐震化、キッチン・バス等の水まわり工事などに加え、空き家解体資金にもご利用いただけます。	10万円～最高1,000万円まで・最長15年
マイカーローン	自動車(新車・中古車)・自動二輪車の購入資金、車検費用をはじめマイカーローンのお借換えにもご利用いただけます。	10万円～最高1,000万円まで・最長10年
フリーローン	お使いみちは自由、おまとめにもご利用いただけます。(ただし、事業性資金は除きます)	10万円～最高1,000万円まで・最長10年
カードローン	お使いみちは自由。(ただし、事業性資金は除きます)急な出費にも安心便利です。当金庫の他、全国の提携ATMでご利用いただけます。	10万円～最高900万円まで・原則3年更新
教育ローン	入学金・授業料だけでなく、教材費や下宿費用など、さまざまな教育資金にご利用いただけます。	10万円～最高1,000万円まで・最長20年

上記の各商品の詳細はお近くの《きのくに信用金庫》へお問い合わせください。

業務のご案内

その他の業務・各種サービス・商品

種類	特色
きのくにEバンキングサービス	モバイル&インターネットサービスで「携帯電話」や「スマートフォン」「パソコン」を利用して残高照会や入出金明細照会、振込、振替ができます。
しんきんバンキングアプリ	スマートフォンのアプリを利用して「残高照会」「入出金明細照会」「入出金等のプッシュ通知」「保有資産照会」の確認ができます。
投資インターネットサービス	パソコン・スマートフォン等により、投資信託の買付、換金等のお取引ができます。
貸金庫	預金証書、株券、権利証、貴金属などを金庫室で安全に保管し、盗難・災害などの不慮の事故からお守りします。
スポーツ振興くじ (t o t o)	Jリーグ主催の試合等を対象にしたスポーツ振興くじ toto (トト) の投票券の販売と当せん金の払戻業務を行っております。19歳未満の方の購入・払戻はできません。
日本フルハップ	中小企業で働く皆さまの災害補償・災害防止・福利厚生を目的とした共済商品です。中小企業(常時雇用する従業員が300人以下または資本金が3億円以下)の法人または個人事業主の方がご加入いただけます。
がん保険	「がん」と診断されたときに診断給付金や入院給付金など手厚い保障を受けることができます。
医療保険	病気やけが・入院など万が一のことがあったときに幅広く保障してくれる保険です。被保険者が所定の手術を受けたり、所定の日数以上入院すると給付金を受けることができます。
しんきんブッドすまいる	住宅ローンをご利用されるお客さまに安心もいっしょにお届けする住宅火災保険です。住宅ローンの借り入れ時などにお申し込みください。
しんきんブッドサポート	住宅ローンをご利用されているお客さまに、安心をお届けする債務返済支援保険です。住宅ローンをお申し込みいただく際にご利用ください。
しんきんの団体傷害保険 (シニアサポーター)	年金受給者向けサービスメニューの1つで、24時間、国内・国外を問わず、さまざまな事故によるケガの補償に加え、日常生活において法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いする商品です。
きのくにでんさいサービス	電子記録債権法に基づき、でんさいネットを利用して提供する決済サービスです。
しんきん相続信託「こころのバトン」	ご自分の将来の生活資金としての定期的な受取りや、ご家族の未来のために、必要な資金をあらかじめ準備できる商品です。
しんきん暦年信託「こころのリボン」	お客さまが、贈与を希望する場合、その手続きをサポートする商品です。

上記の各商品の詳細はお近くの《きのくに信用金庫》へお問い合わせください。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

きのくに信用金庫は、「地域の金融機関として質の高いサービスを提供し、人々の豊かな暮らしと事業の夢の実現に貢献します」という経営理念に基づき、資産形成・資産運用におけるお客さま本位の取組みを実践していくために、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を制定しております。

当金庫はこの取組方針に基づき行動し、お客さま本位の業務運営に取り組んでまいります。また、本取組方針については、取組状況等を鑑み定期的に見直しを行ってまいります。

1. お客さまにとって最善の利益をご提供します。
 - お客さまに対して誠実・公正に業務を行い、お客さまの最善の利益を追求します。
 - お客さまの利益を不当に害することがないよう、利益相反の適切な管理を行います。
2. ご提供する情報の充実と分かりやすい説明に努めるとともに、お客さまにふさわしいサービスをご提供します。
 - お客さまの金融知識・投資経験・財産の状況・お取引の目的等を踏まえ、お客さまのニーズやライフプランに応じた金融商品・サービスをご理解いただける形でご提案するよう努めます。
 - 多様な金融商品・サービスのラインアップの整備を進めます。
 - 取扱商品は、商品特性やリスク等を十分に把握して選定するように努めます。
 - 取り扱う金融商品の特性、サービス内容等について、お客さまの金融知識等に配慮したうえで、分かりやすく丁寧な説明に努めます。
3. 手数料等を明確にし、分かりやすく丁寧な説明に努めます。
 - お客さまにご負担いただく手数料等の内容を、分かりやすく丁寧にご説明します。
4. お客さま本位の業務運営を行うために態勢の整備と人材育成を図ります。
 - 「お客さま本位」の考え方の徹底と研修体制の充実を通じて職員の金融商品知識の向上を図ります。
 - お客さまの声を反映し、より良い販売体制を整備するよう努めます。
 - お客さまの資産形成に資する観点から営業活動に於ける評価のあり方を定期的に見直します。

信金中央金庫のご紹介

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、昭和25年に設立されました。

信金中央金庫は「信用金庫の中央金融機関としての役割」「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。

また、平成12年には優先出資証券を東京証券取引所に上場しています。

地域経済のパートナー

信用金庫

信用金庫業界は、
全国に巨大なネットワークを
造りあげています。

Face to Face

信用金庫のセントラルバンク

信金中金

信金中金は、
すべての信用金庫と
堅い絆で結ばれています。

SCB

資料編 DATA

貸借対照表	20
損益計算書	21
剰余金処分計算書	21
預金業務	24
貸出業務	25
有価証券その他	27
事業状況	29
単体における自己資本の充実の状況等についての開示事項	31
連結情報	38
連結における自己資本の充実の状況等についての開示事項	41

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
(資産の部)		
現金	11,586	11,733
預 け 金	364,258	353,650
買入金銭債権	54,258	54,182
金銭の信託	0	0
有 価 証 券	383,702	391,676
国 債	76,558	68,132
地 方 債	38,949	36,017
社 債	126,003	120,580
株 式	2,897	4,688
その他の証券	139,293	162,257
貸 出 金	406,804	401,526
割引手形	911	790
手形貸付	4,092	4,638
証書貸付	391,959	387,097
当座貸越	9,841	9,000
外 国 為 替	97	125
外国他店預け	86	113
取立外国為替	11	11
そ の 他 資 産	7,078	9,337
未決済為替貸	64	133
信金中金出資金	4,758	6,388
前払費用	21	14
未収収益	1,195	1,535
金融派生商品	0	-
その他の資産	1,038	1,265
有 形 固 定 資 産	7,017	7,075
建 物	2,183	2,247
土 地	3,783	3,687
リース資産	181	141
建設仮勘定	24	-
その他の有形固定資産	843	998
無 形 固 定 資 産	122	158
ソフトウェア	102	137
その他の無形固定資産	20	20
繰 延 税 金 資 産	2,383	2,106
債 務 保 証 見 返	220	212
貸 倒 引 当 金	△2,384	△2,213
(うち個別貸倒引当金)	(△2,081)	(△1,962)
資 産 の 部 合 計	1,235,146	1,229,569

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
(負債の部)		
預 金 積 金	1,176,953	1,159,402
当座預金	21,803	21,121
普通預金	477,388	496,023
貯蓄預金	660	605
通知預金	500	0
定期預金	645,840	613,124
定期積金	27,159	24,672
その他の預金	3,601	3,854
借 用 金	4,023	12,495
借入金	4,023	12,495
そ の 他 負 債	1,626	1,722
未決済為替借	127	360
未払費用	318	221
給付補填備金	4	3
前受収益	77	74
払戻未済金	30	37
職員預り金	563	544
金融派生商品	0	0
リース債務	198	155
資産除去債務	74	75
その他の負債	231	248
賞 与 引 当 金	287	284
退 職 給 付 引 当 金	407	395
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	92	105
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	-	3
偶 発 損 失 引 当 金	28	36
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	138	138
債 務 保 証	220	212
負 債 の 部 合 計	1,183,778	1,174,797
(純資産の部)		
出 資 金	2,538	2,526
普通出資金	2,538	2,526
利 益 剰 余 金	61,925	63,050
利益準備金	2,550	2,538
その他利益剰余金	59,375	60,512
特別積立金	57,794	58,894
圧縮積立金	48	48
当期末処分剰余金	1,532	1,569
処 分 未 済 持 分	△1	△0
会 員 勘 定 合 計	64,462	65,577
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△11,678	△9,400
土 地 再 評 価 差 額 金	△1,416	△1,403
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△13,095	△10,804
純 資 産 の 部 合 計	51,367	54,772
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,235,146	1,229,569

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	11,780,735	13,259,836
資 金 運 用 収 益	9,812,770	11,310,825
貸 出 金 利 息	5,072,913	4,992,259
預 け 金 利 息	821,748	1,288,382
有価証券利息配当金	3,529,782	4,643,231
その他の受入利息	388,325	386,950
役 務 取 引 等 収 益	1,314,643	1,295,652
受入為替手数料	304,705	306,178
その他の役務収益	1,009,938	989,473
そ の 他 業 務 収 益	277,413	224,001
外国為替売買益	7,662	6,148
国債等債券売却益	235,787	144,194
その他の業務収益	33,963	73,658
そ の 他 経 常 収 益	375,908	429,357
貸倒引当金戻入益	138,217	166,677
償却債権取立益	35,720	24,140
株式等売却益	197,367	210,272
その他の経常収益	4,601	28,267
経 常 費 用	10,104,860	11,470,833
資 金 調 達 費 用	179,595	165,621
預 金 利 息	139,566	119,147
給付補填備金繰入額	1,514	1,031
借 用 金 利 息	35,557	42,585
その他の支払利息	2,956	2,858
役 務 取 引 等 費 用	1,094,540	1,104,841
支払為替手数料	63,366	65,665
その他の役務費用	1,031,173	1,039,176
そ の 他 業 務 費 用	1,486,577	2,724,854
国債等債券売却損	87	994,902
国債等債券償還損	1,484,874	1,728,187
その他の業務費用	1,615	1,764
経 費	7,249,236	7,377,449
人 件 費	4,973,473	4,868,803
物 件 費	2,074,003	2,287,315
税 金	201,760	221,330
そ の 他 経 常 費 用	94,910	98,065
貸 出 金 償 却	51,741	28,285
株式等売却損	-	19,098
その他資産償却	6,515	-
その他の経常費用	36,654	50,680
経 常 利 益	1,675,875	1,789,003
特 別 利 益	2,096	-
固 定 資 産 処 分 益	2,096	-
特 別 損 失	24,903	107,074
固 定 資 産 処 分 損	24,903	50,368
減 損 損 失	-	56,705
税 引 前 当 期 純 利 益	1,653,067	1,681,928
法人税、住民税及び事業税	262,522	190,296
法 人 税 等 調 整 額	189,623	277,567
法 人 税 等 合 計	452,145	467,864
当 期 純 利 益	1,200,922	1,214,064
繰越金（当期首残高）	330,267	369,283
土地再評価差額金取崩額	1,467	△13,605
当 期 末 処 分 剩 余 金	1,532,657	1,569,742

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当 期 末 処 分 剩 余 金	1,532,657,408	1,569,742,194
積 立 金 取 崩 額	12,423,350	11,501,650
利益準備金限度超過取崩額	12,423,350	11,501,650
剰 余 金 処 分 額	1,175,797,687	1,275,291,084
普通出資に対する配当金	75,797,687	75,291,084
特 別 積 立 金	1,100,000,000	1,200,000,000
繰越金（当期末残高）	369,283,071	305,952,760

[謄本]

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和6年6月19日

きのくに信用金庫

理 事 長

田谷 節朗 (印)

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

■注記事項 貸借対照表関係 (5年度)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	34年～50年	その他	3年～5年
----	---------	-----	-------
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る【有形固定資産】中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額と、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大いとい認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
--

 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した総合査定部が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,592百万円です。
--
- 貸与引当金は、職員への貸与の支払いに備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異	各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理
----------	---

 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）	
年金資産の額	1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,770,192百万円
差引額	△89,255百万円

 ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和5年3月31日現在） 0.6929%
 ③補足説明
 上記の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金124百万円を費用処理しております。
 なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出額の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
 当金庫の確定拠出制度への拠出額は、48百万円です。
 ④役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生しているものと認められる額を計上しております。
 ⑤睡眠負債払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求のために、将来の払戻請求に及び発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
 ⑥偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 ⑦外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協業業種別実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジ法によっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを軽減する目的で行う通貨スワップ取引及び為替オプション取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
 ⑧役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務取引」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金立等の国内為替業務に基づくもの、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務およびその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常の受領と同期間に充足されるため、原則として、一時点で利益を認識しております。
 ⑨固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の償却」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
 ⑩無利子・無担保融資制度に係る利息（利子補給）の処理については、貸出金利に計上しております。
 ⑪投資信託の解約、償還時の差益（損）金については総務部に集計し、解約益は有価証券利息配当金として、解約損は国債等債券償還損としてそれぞれ計上しております。
 ⑫会計上の見直しにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	2,213百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9に記載しております。 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。	

 繰延税金資産 2,106百万円
 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
 21. 子会社等の株式の総額 1百万円
 22. 子会社等に対する金銭債権総額 1,174百万円
 23. 有形固定資産の減価償却累計額 9,312百万円
 24. 有形固定資産の圧縮記憶額 258百万円
 25. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部については保証しているもの）であって、当該社債の発行者が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、「貸出金、外国為替、〔その他資産〕」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見込の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。
--

 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,786百万円
 危険債権額 9,363百万円
 三月以上延滞債権額 12百万円
 貸出条件緩和債権額 1,022百万円
 合計額 12,185百万円
 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権並びにこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に反った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利な取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 26. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（兩）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は790百万円です。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。

- | 担保に供している資産 | 時価
(百万円) | 差額
(百万円) |
|--|-------------|-------------|
| 有価証券 | 14,215百万円 | |
| 預け金 | 54,000百万円 | |
| 現金 | 1百万円 | |
| 預資産に対応する債務 | | |
| 担保金 | 55百万円 | |
| 借入金 | 12,495百万円 | |
| 上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金100,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金307百万円が含まれております。 | | |
- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。	
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	1,953百万円
 - 有価証券 中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証証券の額は100百万円です。
 - 出資1口当たりの純資産額 1,083円98銭
 - 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方法

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

 - 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引及び金利キャップ取引があります。当金庫では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。
--
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資産運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理手法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。また、ALM分析より、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ及び金利キャップ等のデリバティブ取引も行っております。

 - 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップを利用し、振当処理を行っております。

 - 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会等の監督の下、資金運用に関するリスク管理方針に従って行われております。このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。資金運用部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は資金運用部等を通じて、理事会等において定期的に報告されております。
--
 - デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分岐し内部牽制を確立するとともに、金融派生商品運用基準に基づき実施されております。そのリスクに係る定量的情報 <table border="1"> <tr> <td>当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主な金融商品は、「預け金」、「買入金債権」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積立」及び「借入金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度金利の合理的な予想変動幅を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合の時価は、9,612百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮してあります。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</td> </tr> </table>	当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主な金融商品は、「預け金」、「買入金債権」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積立」及び「借入金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度金利の合理的な予想変動幅を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合の時価は、9,612百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮してあります。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主な金融商品は、「預け金」、「買入金債権」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積立」及び「借入金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度金利の合理的な予想変動幅を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合の時価は、9,612百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮してあります。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。	
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

 - 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積立及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
--

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)預け金(※1)	53,650	353,869	218
(2)買入金債権	54,182	54,317	134
(3)有価証券			
満期保有目的の債券	48,900	44,297	△4,602
その他有価証券	342,242	342,242	—
(4)貸出金(※1)	401,526		
貸倒引当金(※2)	△2,190		
	399,336	402,717	3,381
金融資産計	1,198,312	1,197,445	△866
(1)預金積立(※1)	1,159,402	1,158,831	△571
(2)借入金(※1)	12,495	12,472	△23
金融負債計	1,171,898	1,171,303	△594
デリバティブ取引(※3)	(0)	(0)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	(0)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	(0)	—
デリバティブ取引計	(0)	(0)	—

- (※1) 預け金、貸出金、預金積立及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
- デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務とな

る項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法 (算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格等によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、取引所の価格または公表されている基準価額によっております。自金庫保証付私債権は、将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については33.から34.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金動定に計上している額 (貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利を用いております。

(2) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引 (通貨先物) であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式 (*1)	1
非上場株式 (*1)	52
組合出資金 (*2)	478
合 計	533

(*1) 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期の有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預け金 (*1)	101,650	146,000	10,000	96,000
買入金銭債権	62	120	-	54,000
有価証券	31,742	70,693	71,189	148,934
満期保有目的の債券	1,300	100	-	47,500
その他の有価証券のうち満期があるもの	30,442	70,593	71,189	101,434
貸出金 (*2)	55,341	139,161	110,701	85,258
合 計	188,796	355,974	191,890	384,192

(*1) 預け金のうち、満期のない預け金は「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金積金 (*)	1,100,892	58,310	8	189
借入金	760	11,735	-	-
合 計	1,101,653	70,045	8	189

(*) 預金積金のうち、要求預金は「1年以内」に含めて開示しております。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、34. まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	1,300	1,302	2
	社債	-	-	-
	その他	10,000	10,254	254
	小 計	11,300	11,557	257
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	1,100	1,029	△70
	その他	36,500	31,711	△4,788
	小 計	37,600	32,740	△4,859
合 計		48,900	44,297	△4,602

その他の有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,225	2,373	1,852
	債券	53,142	52,675	467
	国債	13,258	12,926	332
	地方債	18,102	18,050	52
	社債	21,781	21,698	83
	その他	36,123	32,427	3,695
	小 計	93,492	87,476	6,016
	株式	408	421	△13
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	169,187	177,100	△7,912
	国債	54,874	59,907	△5,033
	地方債	16,614	17,227	△613
	社債	97,698	99,964	△2,265
	その他	79,154	86,645	△7,490
	小 計	248,750	264,167	△15,417
合 計		342,242	351,643	△9,400

34. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	549	58	△19
債券	11,808	24	△670
国債	11,008	23	△670
地方債	-	-	-
社債	800	0	-
その他	5,609	271	△324
合 計	17,967	354	△1,014

35. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計上額を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	0	0	0	0	-

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

36. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、60,356百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されず終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越契約の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約程度額の減額をすることができるとの旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている倉庫内手続に基づき顧客の状況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損入限度超過額	1,775百万円
退職給付引当金	109
減価償却超過額	254
有価証券評価差額金	2,600
その他	311
繰延税金資産小計	5,050
評価性引当額	△2,921
繰延税金資産合計	2,128
繰延税金負債	
固定資産積立額	18
その他	4
繰延税金負債合計	22
繰延税金資産の純額	2,106百万円
38. 当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。	
契約資産	-百万円
顧客との契約から生じた債権	39百万円
契約負債	-百万円

■注記事項 損益計算書関係 (5年度)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資100万円の当期純利益金額 23万99銭

3. 当事業年度に固定資産減損損失を認識したものは次のとおりです。

(1) 減損損失を認識した資産又は資産グループ	
地域	和歌山県内
主な用途	営業資産 1カ所
種類	建物、土地、その他の有形固定資産
(2) 減損損失の認識に至った経緯	
上記資産は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しています。	
(3) 減損損失の金額と種類毎の内訳	
種類	金額
建物	5,893千円
土地	48,685千円
その他の有形固定資産	2,126千円
計	56,705千円

(4) 資産グループ引当の方法
資産のグループ引当は、各営業店単位としております。ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位でグループ引当を行っております。

遊休資産については、個別資産としてグループ引当を行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法
営業資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。

使用価値は、資産または資産グループの将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは、回収可能価額を零として評価しております。

遊休資産の回収可能価額は路線価を基準とした時価評価額等による正味売却価額を使用しています。

4. 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、1,227,110千円であります。

5. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

<報酬体系について>

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別労務の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎月引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位: 百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	178

(注) 1. 対象役員に該当する理事は12名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」153百万円、「賞与」3百万円、「退職慰労金」21百万円となっております。
なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金 (過年度に繰り入れた引当金分を除く) と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

【信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件】(平成24年3月29日付金融庁告示第22号) 第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和5年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

預金業務

預金科目別残高及び構成比

(単位：百万円・%)

	令和4年度		令和5年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当座預金	21,803	1.9	21,121	1.8
普通預金	477,388	40.6	496,023	42.8
貯蓄預金	660	0.1	605	0.1
通知預金	500	0.0	0	0.0
定期預金	645,840	54.9	613,124	52.9
定期積金	27,159	2.3	24,672	2.1
その他の預金	3,601	0.3	3,854	0.3
合計	1,176,953	100.0	1,159,402	100.0

預金者別預金残高及び構成比

(単位：百万円・%)

	令和4年度		令和5年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	913,194	77.6	908,327	78.3
一般法人	177,240	15.1	173,237	14.9
金融機関	1,173	0.1	1,189	0.1
公金	85,344	7.3	76,648	6.6
合計	1,176,953	100.0	1,159,402	100.0

流動性・定期性・譲渡性預金その他の預金の平均残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
流動性預金	504,688	526,203
うち有利息預金	430,947	449,500
定期性預金	682,237	660,398
うち固定金利定期預金	682,176	660,340
うち変動金利定期預金	60	57
その他	2,448	2,519
計	1,189,374	1,189,121
譲渡性預金	-	-
合計	1,189,374	1,189,121

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
定期預金	645,840	613,124
固定金利定期預金	645,765	613,057
変動金利定期預金	59	52
その他	15	14

職員1人当たり預金残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
預金残高	1,700	1,730

会員、会員外預金状況

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
会員	295,239	291,244
会員外	881,713	868,158
合計	1,176,953	1,159,402

1店舗当たり預金残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
預金残高	27,371	26,962

貸出業務

手形貸付・証書貸付・当座貸越・割引手形の平均残高 (単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
手形貸付	4,100	4,213
証書貸付	394,799	388,070
当座貸越	8,154	8,276
割引手形	863	805
合計	407,917	401,365

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 (単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
固定金利	218,071	214,783
変動金利	188,733	186,743
合計	406,804	401,526

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位：先・百万円・%)

業種区分	令和4年度			令和5年度		
	貸出先数	貸出金残高	残高構成比	貸出先数	貸出金残高	残高構成比
製造業	912	21,379	5.3	819	19,150	4.8
農業、林業	142	727	0.2	130	631	0.2
漁業	21	191	0.0	20	174	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	2	258	0.1	1	278	0.1
建設業	2,349	35,502	8.7	2,179	33,556	8.4
電気・ガス・熱供給・水道業	51	703	0.2	47	691	0.2
情報通信業	40	479	0.1	41	398	0.1
運輸業、郵便業	250	9,017	2.2	236	8,509	2.1
卸売業、小売業	1,640	29,116	7.2	1,503	26,087	6.5
金融業、保険業	41	4,061	1.0	42	12,680	3.2
不動産業	439	15,735	3.9	423	15,205	3.8
物品賃貸業	41	821	0.2	35	708	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	234	2,004	0.5	212	1,722	0.4
宿泊業	48	1,640	0.4	46	1,659	0.4
飲食業	657	4,155	1.0	592	3,625	0.9
生活関連サービス業、娯楽業	470	3,327	0.8	428	2,867	0.7
教育、学習支援業	52	938	0.2	51	1,010	0.3
医療・福祉	445	17,645	4.3	413	16,387	4.1
その他のサービス	689	9,308	2.3	637	8,626	2.1
小計	8,523	157,015	38.6	7,855	153,973	38.3
地方公共団体	31	94,683	23.3	32	94,456	23.5
個人	25,523	155,105	38.1	24,921	153,096	38.1
合計	34,077	406,804	100.0	32,808	401,526	100.0

(注) 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
信金中央金庫	17	8
(株)日本政策金融公庫	8	6
(独)住宅金融支援機構	3,527	3,423
(独)福祉医療機構	233	172
(独)勤労者退職金共済機構	—	—
(独)中小企業基盤整備機構	43	45
合計	3,830	3,656

担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円)

	貸出金残高		債務保証見返額	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
当金庫預金積金	3,214	3,172	93	65
有価証券	547	528	—	—
動産・不動産	16,866	16,225	—	—
信用保証協会・信用保険	96,003	85,608	—	—
保証	145,536	143,243	26	23
信用	144,635	152,749	100	123
その他	—	—	—	—
合計	406,804	401,526	220	212

預貸率の期末値・期中平均値

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度
期末預貸率	34.56	34.63
期中平均預貸率	34.29	33.75

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

使途別(設備資金・運転資金)の貸出金残高

(単位：百万円・%)

	令和4年度		令和5年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	178,978	44.0	175,321	43.7
運転資金	227,826	56.0	226,205	56.3
合計	406,804	100.0	401,526	100.0

消費者ローン残高・住宅ローン残高 (単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
消費者ローン残高	21,841	22,406
住宅ローン残高	131,531	129,047
合計	153,372	151,453

職員1人当たり貸出金残高 (単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
貸出金残高	587	599

貸出金償却の額 (単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
貸出金償却の額	51,741	28,285

1店舗当たり貸出金残高 (単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
貸出金残高	9,460	9,337

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,752	1,786
危険債権	9,629	9,363
要管理債権	1,285	1,035
三月以上延滞債権	2	12
貸出条件緩和債権	1,283	1,022
小計 (A)	12,667	12,185
保全額 (B)	10,727	10,479
個別貸倒引当金 (C)	2,046	1,944
一般貸倒引当金 (D)	84	69
担保・保証等 (E)	8,596	8,465
保全率 (B) / (A) (%)	84.69%	86.00%
引当率 ((C)+(D)) / ((A)-(E)) (%)	52.35%	54.14%
正常債権 (F)	394,609	389,820
総与信残高 (A) + (F)	407,276	402,006

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金 (C)」は、貸借対照表上の個別貸倒引当金のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金 (D)」には、貸借対照表上の一般貸倒引当金のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等 (E)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権 (F)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

有価証券その他

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません

有価証券の種類別の残存期間別の残高

令和4年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	2,012	207	547	4,996	3,928	64,865	—	76,558
地方債	8,189	16,899	825	825	5,144	7,066	—	38,949
社債	18,565	21,533	14,059	25,670	16,941	23,190	6,042	126,003
株式	—	—	—	—	—	—	2,897	2,897
外国証券	299	3,004	1,386	2,627	5,750	56,305	29,136	98,511
その他の証券	515	3,080	8,799	3,973	2,871	—	21,540	40,782
合計	29,582	44,726	25,618	38,093	34,637	151,427	59,615	383,702

令和5年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	202	—	4,849	1,218	5,259	56,602	—	68,132
地方債	12,179	5,036	817	1,109	10,303	6,570	—	36,017
社債	14,206	12,565	24,556	23,078	17,529	23,139	5,504	120,580
株式	—	—	—	—	—	—	4,688	4,688
外国証券	700	4,394	1,302	3,218	1,666	55,956	30,606	97,844
その他の証券	4,493	4,795	12,435	4,866	1,996	—	35,824	64,412
合計	31,781	26,790	43,962	33,491	36,756	142,268	76,624	391,676

有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	76,558	76,928	68,132	79,090
地方債	38,949	46,203	36,017	39,451
社債	126,003	133,684	120,580	127,329
株式	2,897	2,207	4,688	2,647
外国証券	98,511	100,060	97,844	104,079
その他の証券	40,782	45,393	64,412	54,976
合計	383,702	404,478	391,676	407,576

預証率の期末値・期中平均値

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度
期末預証率	32.60	33.78
期中平均預証率	34.00	34.27

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

有価証券の時価情報等

1. 売買目的有価証券

該当ありません

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,800	1,813	13	1,300	1,302	2
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	12,000	12,319	319	10,000	10,254	254
	小計	13,800	14,132	332	11,300	11,557	257
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,000	951	△ 48	1,100	1,029	△ 70
	その他	34,500	31,111	△ 3,388	36,500	31,711	△ 4,788
	小計	35,500	32,062	△ 3,437	37,600	32,740	△ 4,859
合 計	49,300	46,195	△ 3,104	48,900	44,297	△ 4,602	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	2,027	1,405	622	4,225	2,373	1,852
	債 券	81,183	80,131	1,052	53,142	52,675	467
	国 債	18,161	17,483	677	13,258	12,926	332
	地方債	23,565	23,405	160	18,102	18,050	52
	社 債	39,457	39,243	213	21,781	21,698	83
	そ の 他	19,506	18,329	1,176	36,123	32,427	3,695
	小 計	102,717	99,866	2,851	93,492	87,476	6,016
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	815	843	△ 27	408	421	△ 13
	債 券	157,527	163,531	△ 6,004	169,187	177,100	△ 7,912
	国 債	58,396	61,716	△ 3,320	54,874	59,907	△ 5,033
	地方債	13,583	14,057	△ 474	16,614	17,227	△ 613
	社 債	85,546	87,757	△ 2,210	97,698	99,964	△ 2,265
	そ の 他	72,892	81,389	△ 8,496	79,154	86,645	△ 7,490
	小 計	231,234	245,764	△ 14,529	248,750	264,167	△ 15,417
合 計	333,952	345,630	△ 11,678	342,242	351,643	△ 9,400	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含めておりません。

4. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「5. 市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	1	1
非 上 場 株 式	52	52
組 合 出 資 金	394	478
合 計	449	533

金銭の信託の時価情報等

1. 運用目的の金銭の信託

該当ありません

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	令和4年度				令和5年度				
	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
0	0	0	0	-	0	0	0	0	-

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

デリバティブ取引の時価情報等

●金利関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引

該当ありません

●通貨関連取引

(単位：百万円)

店 頭	為替予約	売 建 買 建	令和4年度				令和5年度			
			契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時 価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時 価	評価損益
			20	-	0	0	0	-	0	0
			27	-	0	0	18	-	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引については、上記記載から除いています。
2. 時価は割引現在価値等により算出しています。

内国為替取扱実績

(単位：件・百万円)

		令和4年度		令和5年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込為替	仕 向 為 替	1,162,038	771,666	1,160,770	785,192
	被 仕 向 為 替	1,573,484	838,467	1,585,893	874,354
代 金 取 立	仕 向 為 替	2,337	3,427	37	24
	被 仕 向 為 替	2,867	3,477	8	52

事業状況

最近5年間の主要な経営指標の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益(千円)	12,320,434	12,315,659	12,020,640	11,780,735	13,259,836
経常利益(千円)	1,573,838	1,650,218	1,936,064	1,675,875	1,789,003
当期純利益(千円)	1,057,907	1,102,702	1,209,154	1,200,922	1,214,064
出資総額(百万円)	2,541	2,557	2,550	2,538	2,526
出資総口数(千口)	50,811	51,114	51,009	50,738	50,529
純資産額(百万円)	60,575	64,536	61,458	51,367	54,772
総資産額(百万円)	1,167,459	1,300,489	1,306,966	1,235,146	1,229,569
預金積金残高(百万円)	1,098,999	1,166,724	1,175,730	1,176,953	1,159,402
貸出金残高(百万円)	377,772	419,093	415,967	406,804	401,526
有価証券残高(百万円)	384,342	407,224	406,172	383,702	391,676
単体自己資本比率(%)	15.78	16.30	16.11	15.98	15.94
出資に対する配当金(円) (出資1口当たり)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
役員数(人)	14	14	12	14	14
うち常勤役員数(人)	13	13	11	12	12
職員数(人)	731	727	708	692	670
会員数(人)	52,275	52,662	52,512	52,017	51,574

業務粗利益・業務粗利益率

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
資金運用収支	9,633,175	11,145,203
資金運用収益	9,812,770	11,310,825
資金調達費用	179,595	165,621
役務取引等収支	220,103	190,810
役務取引等収益	1,314,643	1,295,652
役務取引等費用	1,094,540	1,104,841
その他の業務収支	△ 1,209,164	△ 2,500,852
その他業務収益	277,413	224,001
その他業務費用	1,486,577	2,724,854
業務粗利益	8,644,114	8,835,160
業務粗利益率(%)	0.68	0.71

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和4年度0千円、令和5年度0千円)を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
業務純益	1,415,380	1,479,184
実質業務純益	1,415,380	1,479,184
コア業務純益	2,664,555	4,058,079
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	2,393,282	2,934,151

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

	令和4年度			令和5年度		
	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回り(%)	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回り(%)
資金運用勘定	1,257,582	9,812,770	0.78	1,239,377	11,310,825	0.91
うち貸出金	407,917	5,072,913	1.24	401,365	4,992,259	1.24
うち預け金	385,326	821,748	0.21	371,337	1,288,382	0.34
うち有価証券	404,478	3,529,782	0.87	407,576	4,643,231	1.13
資金調達勘定	1,218,385	179,595	0.01	1,197,426	165,621	0.01
うち預金積金	1,189,374	141,081	0.01	1,189,121	120,178	0.01
うち借入金	28,419	35,557	0.12	7,735	42,585	0.55

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和4年度955百万円、令和5年度983百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和4年度0百万円、令和5年度0百万円)及び利息(令和4年度0百万円、令和5年度0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和4年度			令和5年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	△213,560	299,762	86,202	△143,952	1,642,006	1,498,054
うち貸出金	△50,465	△228,055	△278,520	△81,469	816	△80,653
うち預け金	△71,182	231,484	160,302	△30,854	497,488	466,634
うち有価証券	75,894	67,097	142,991	27,238	1,086,211	1,113,449
支 払 利 息	△5,397	△47,828	△53,225	△3,045	△10,928	△13,973
うち預金積金	1,513	△49,265	△47,752	△30	△20,873	△20,903
うち借入金	△32,625	27,166	△5,459	△41,394	48,421	7,027

(注)1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按じております。 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

利鞘

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度
資金運用利回	0.78	0.91
資金調達原価率	0.60	0.62
総資金利鞘	0.18	0.29

総資産経常利益率・総資産当期純利益率

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.13	0.14
総資産当期純利益率	0.09	0.09

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

役務取引の状況

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
役務取引等収益	1,314,643	1,295,652
うち受入為替手数料	304,705	306,178
役務取引等費用	1,094,540	1,104,841
うち支払為替手数料	63,366	65,665

その他業務利益の内訳

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
その他業務収益	277,413	224,001
うち外国為替売買益	7,662	6,148
うち国債等債券売却益	235,787	144,194
うち国債等債券償還益	-	-
その他業務費用	1,486,577	2,724,854
うち国債等債券売却損	87	994,902
うち国債等債券償還損	1,484,874	1,728,187
その他業務利益	△1,209,164	△2,500,852

経費の内訳

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
人件費	4,973,473	4,868,803
報酬給料手	3,911,357	3,812,918
その他	1,062,115	1,055,884
物件費	2,074,003	2,287,315
事務費	901,475	958,772
うち旅費・交通費	3,562	4,287
うち通信費	83,552	86,206
うち事務機械賃借料	16,896	16,817
うち事務委託費	647,076	697,931
固定資産費	386,117	386,496
うち土地建物賃借料	143,163	140,285
うち保全管理費	148,519	142,875
事業費	141,142	159,793
うち広告宣伝費	88,994	99,890
うち交際費・寄贈費・諸会費	46,832	50,648
人事厚生費	45,640	67,291
減価償却費	429,216	543,154
その他(預金保険料)	170,410	171,807
税金	201,760	221,330
合計	7,249,236	7,377,449

単体における自己資本の充実の状況等についての開示事項

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	64,387	65,501
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,538	2,526
うち、利益剰余金の額	61,925	63,050
うち、外部流出予定額(△)	75	75
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	302	251
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	302	251
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	64,689	65,752
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	122	158
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	122	158
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	122	158
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	64,566	65,594
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	385,448	391,998
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	18,573	19,483
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	404,021	411,482
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	15.98%	15.94%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	きのくに信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2,526百万円
配当率	年 3.00%

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	385,448	15,417	391,998	15,679
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	353,247	14,129	351,832	14,073
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	59	2	49	1
我が国の政府関係機関向け	740	29	796	31
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	81,498	3,259	80,984	3,239
法人等向け	52,316	2,092	54,023	2,160
中小企業等向け及び個人向け	110,155	4,406	109,436	4,377
抵当権付住宅ローン	8,134	325	7,850	314
不動産取得等事業向け	11,121	444	11,165	446
三月以上延滞等	246	9	270	10
取立未済手形	12	0	26	1
信用保証協会等による保証付	2,548	101	2,567	102
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,313	92	2,859	114
出資等のエクスポージャー	2,313	92	2,859	114
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	84,099	3,363	81,799	3,271
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	61,118	2,444	57,225	2,289
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	5,024	200	6,797	271
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	5,959	238	5,265	210
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段のうち、その他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	571	22	206	8
上記以外のエクスポージャー	11,425	457	12,303	492
②証券化エクスポージャー	199	7	63	2
証券化				
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	199	7	63	2
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	32,624	1,304	39,228	1,569
ルック・スルー方式	32,624	1,304	39,228	1,569
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	659	26	656	26
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	142	5	218	8
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,573	742	19,483	779
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	404,021	16,160	411,482	16,459

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞}$$

$$\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%$$

$$\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$
 5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、金庫の状況を十分に考慮した上で策定された極めて実現性の高いものであります。

オペレーショナル・リスクに関する項目

- (1) リスク管理の方針及び手続きの概要 オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外的な事象により損失を被るリスクをいいます。当金庫では、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務・コンプライアンスリスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法を規程に定め、リスクを認識し評価しております。リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。また、これらのリスクに関しましては、オペレーショナル・リスク管理部会、コンプライアンス委員会等におきまして、検討・協議するとともに、必要に応じて経営陣に報告する態勢を整備しております。
- (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当金庫は基礎的手法を採用しております。

(3) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー	
			令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
	国	内										
国	内	1,106,747	1,079,479	406,601	401,775	246,735	232,445	3,208	3,232	467	465	
国	外	67,782	68,688	-	-	67,730	68,636	52	52	-	-	
地 域 別 合 計		1,174,530	1,148,168	406,601	401,775	314,465	301,081	3,261	3,285	467	465	
製 造 業		54,660	56,755	22,529	20,210	31,236	35,258	-	-	33	35	
農 業、林 業		1,484	1,389	1,484	1,389	-	-	-	-	-	-	
漁 業		360	476	360	387	-	-	-	-	-	-	
鉱業、採石業、砂利採取業		258	278	258	278	-	-	-	-	-	-	
建設 業		47,560	46,200	43,879	41,919	3,602	4,189	-	-	133	152	
電気・ガス・熱供給・水道業		11,733	12,118	848	816	10,810	11,211	-	-	-	-	
情報通信業		4,667	5,051	540	461	3,403	3,904	-	-	-	-	
運輸業、郵便業		39,610	24,152	9,358	8,864	29,964	15,046	-	-	-	-	
卸売業、小売業		36,571	35,513	31,618	28,443	4,736	6,836	0	-	83	93	
金融業、保険業		496,659	498,617	3,692	12,796	68,782	70,351	0	-	-	-	
不動産業		20,303	21,097	17,000	16,392	3,301	4,704	-	-	67	60	
物品賃貸業		831	768	831	768	-	-	-	-	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業		3,067	2,812	3,067	2,812	-	-	-	-	11	8	
宿泊業		1,700	1,710	1,700	1,710	-	-	-	-	0	0	
飲食業		5,964	5,439	5,964	5,439	-	-	-	-	16	11	
生活関連サービス業、娯楽業		5,677	5,176	5,677	5,176	-	-	-	-	-	0	
教育、学習支援業		1,264	1,313	1,264	1,313	-	-	-	-	-	-	
医療、福祉		19,573	18,547	19,573	18,547	-	-	-	-	-	-	
その他のサービス		11,379	10,593	11,333	10,592	-	-	-	-	0	0	
国・地方公共団体等		253,331	244,059	94,704	94,480	158,627	149,578	-	-	-	-	
個人		130,909	128,970	130,909	128,970	-	-	-	-	121	101	
その他		26,959	27,124	-	-	-	-	3,260	3,285	-	-	
業 種 別 合 計		1,174,530	1,148,168	406,601	401,775	314,465	301,081	3,261	3,285	467	465	

<残存期間別>

(単位：百万円)

期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引	
			令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
	1年以下	1年超3年以下								
1年以下	138,954	122,019	26,847	23,474	29,355	27,644	0	-		
1年超3年以下	217,839	186,911	30,320	28,755	41,402	22,048	-	-		
3年超5年以下	57,267	85,034	40,300	43,373	16,901	31,649	-	-		
5年超7年以下	73,790	92,023	38,344	61,809	34,446	29,214	-	-		
7年超10年以下	142,259	116,477	104,131	72,105	29,127	35,372	-	-		
10年超	458,122	471,245	166,095	171,696	157,027	149,549	-	-		
期間の定めのないもの	86,295	74,456	561	561	6,205	5,604	3,260	3,285		
残存期間別合計	1,174,530	1,148,168	406,601	401,775	314,465	301,081	3,261	3,285		

- (注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 2. 上記の「業種別」の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には仕組債、現金、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 3. 上記「地域別」のうち国外には、外国証券が分類されております。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令和4年度	300	302	-	302
	令和5年度	302	251	-	251
個 別 貸 倒 引 当 金	令和4年度	2,231	2,081	10	2,221
	令和5年度	2,081	1,962	3	2,078
合 計	令和4年度	2,532	2,384	10	2,522
	令和5年度	2,384	2,213	3	2,380

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	目的使用		その他		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製造業	300	278	278	258	3	-	297	278	278	258	26	3
農業、林業	8	7	7	-	-	-	8	7	7	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	149	128	128	122	3	-	145	128	128	122	11	10
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
運輸業、郵便業	0	1	1	3	-	-	0	1	1	3	-	-
卸売業、小売業	784	743	743	648	1	3	783	739	743	648	0	3
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	135	99	99	85	1	0	134	99	99	85	8	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
宿泊業	32	29	29	29	-	-	32	29	29	29	-	-
飲食業	7	4	4	6	1	-	5	4	4	6	4	2
生活関連サービス業、娯楽業	13	11	11	10	-	-	13	11	11	10	-	3
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	638	623	623	691	-	-	638	623	623	691	-	-
その他のサービス	7	7	7	7	-	-	7	7	7	7	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	113	111	111	79	0	-	113	111	111	79	0	2
その他	35	35	35	18	-	-	35	35	35	18	0	-
合計	2,231	2,081	2,081	1,962	10	3	2,221	2,078	2,081	1,962	51	28

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。個別貸倒引当金、貸出金償却は、国内のエクスポージャーのみを有しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	396,367	-	362,389
10%	-	33,546	-	34,193
20%	31,358	409,940	39,709	407,559
35%	-	23,386	-	22,506
50%	41,472	2,470	45,666	2,436
75%	-	149,168	-	147,963
100%	1,305	59,538	800	59,720
150%	-	93	-	131
250%	-	25,880	-	25,091
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計		1,174,530		1,148,168

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」を制定し、広く従業員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、信用リスク管理部会で協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告を行う態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・(株) 格付投資情報センター (R&I)
- ・(株) 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	4,792	4,749	40,359	23,154	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「事務手続書」や「担保評価規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。一方、当金庫が扱う主要な保証には、一般社団法人しんきん保証基金による保証や政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体保証等があります。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務手続書」等により、適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用を伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	0	-

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
① 派生商品取引合計	3,261	3,285	3,261	3,285
外国為替関連取引	1,852	1,852	1,852	1,852
金利関連取引	1,408	1,432	1,408	1,432
株式関連取引	-	-	-	-
② 長期決済期間取引	-	-	-	-
合 計	3,261	3,285	3,261	3,285

(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引には、通貨関連取引として為替先物予約取引、有価証券関連取引として債券先物取引等があります。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理しております。また信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。その他、有価証券関連取引については、当金庫が定める「金融派生商品運用基準」の中の運用方針及び運用目的に則り、その範囲内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保等の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスクについて適切なリスク管理に努めております。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

① 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	664	-	210	-

(注)再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和4年度		令和5年度		令和4年度		令和5年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%~15%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
15%~50%未満	664	-	210	-	7	-	2	-
50%~100%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
100%~250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
250%~400%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
400%~1250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。

当金庫が証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

当金庫が保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、「資金運用・調達規程」等に基づき適正な運用・管理を行っております。

オリジネーターとしての証券化取引は行っておりません。

再証券化取引は該当ありません。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを資金運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行ったうえで、必要に応じてALM委員会に諮り最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、資金運用部門において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を証券会社等から毎月及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しております。

(5) 信用金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該信用金庫が行った証券化取引（信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等は、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しておりません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理については、日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠しております。

(7) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、証券化エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・(株) 格付投資情報センター (R&I)
- ・(株) 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	3,402	3,402	5,183	5,183
非 上 場 株 式 等	4,813	4,813	6,443	6,443
合 計	8,215	8,215	11,626	11,626

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
売 却 益	46	58
売 却 損	—	19
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	887	2,122

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	—	—

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫において、銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものとして株式・優先出資証券等が該当いたします。当該証券取引については当金庫が定める運用枠内での取引に限定し、ポートフォリオ全体のバランスを考慮した運用を心掛けております。また、当該取引にかかるリスクの認識については、時価評価・価格変動リスクの計測によって把握しており、定期的にALM委員会等に報告するとともに、運用状況による投資継続の是非についても、常勤理事会での付議・協議を行い適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会公表の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、当金庫が定めた「有価証券等の保有目的分類に関する規程」に従い、適切に処理を行っております。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	81,570	101,263
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		イ	ロ	ハ	ニ
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	22,973	30,726	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	631	0
3	スティープ化	17,138	22,379		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	22,973	30,726	631	0
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	65,594		64,566	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

銀行勘定における金利リスクに関する定性的な開示事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動及び将来の収益に与える影響を指しますが、当金庫においては、双方について定期的な評価・計測を行っております。

具体的には、すべての金利感応度資産・負債（預貸金、有価証券、預け金等）を金利リスクの管理対象として、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク△EVE（金利変動に伴う経済価値の変動）及び△NII（金利変動に伴う金利収益の変動額）、BPV法や金利更改による期間収益シミュレーション等について定期的に計測を行い、ALM委員会にて協議・検討を行いながら、資産・負債の最適化に向けたリスク管理に努めております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

・開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIについて

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

令和6年3月末基準における流動性預金全体の金利改定の平均満期は、3.850年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金全体の金利改定の平均満期を推計するにあたり、最長の金利改定満期を10年としております。

(c) 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提

流動性預金は、契約上の満期がなく一定の残高が長期間金庫に滞留する特性があること、また金利水準が低いことから、当金庫にとって有利な調達となっております（この長期間滞留する部分はコア預金と呼ばれます）。

当金庫では、コア預金部分の残高及び滞留期間の推計のために内部モデルを用いております。具体的には、過去の流動性預金残高の推移の特徴をモデル化し、過去データに基づく預金者行動の特徴にあわせた推計式を用いて、将来残高を算出し満期を割り当てております。また、推計にあたっては、過去の金利変動時の預金残高の変化や市場金利に対する当金庫預金金利の追随率を考慮しております。

(d) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出（住宅ローン）の期限前償還率、定期預金の期限前償還率については、金融庁が定める保守的な前提を使用しております。

(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。

(f) スプレッドに関する前提

リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮しておりません。

(g) 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

該当事項はありません。

(h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVE及び△NIIについては算定方法に関する変更は行っておりません。

・その他の金利リスクの計測について

内部管理上、△EVE及び△NIIに加え、100BPVの金利リスクを計測しております。

100BPVの金利リスクは、金利が100BP（1%）変動した場合の現在価値の変動額を表しており、自己資本額の一定範囲内に収まるように管理しております。なお、コア預金については内部モデルを使用し、その他の行動オプションについては考慮しておりません。

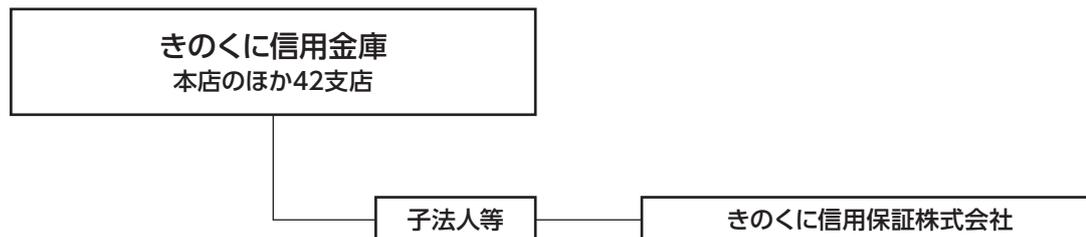
(単位：百万円)

	当期末	前期末
金利ショック（100BPV）に対する損益・経済価値の増減額	16,713	17,497

連結情報

当金庫グループの主要な事業内容

きのくに信用金庫グループは、きのくに信用金庫及びその子法人等1社により構成され、信用金庫業務を中心に金融サービス等を提供しております。



子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 (百万円)	当庫議決権比率	子会社等の 議決権比率
きのくに信用保証株式会社	和歌山市本町二丁目38番地	信用保証業務	平成10年5月28日	15	10%	—

直近の事業年度における事業の概況

令和5年度の連結貸借対照表の総資産額は12,295億円、純資産額555億円となりました。収益面につきましては、経常利益は18億37百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は12億17百万円となりました。

また、当金庫グループの健全性・安全性を示す連結自己資本比率は15.95%となりました。

連結による最近5年間の主要な経営指標の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連結経常収益(千円)	12,367,727	12,376,903	12,083,569	11,847,583	13,317,149
連結経常利益(千円)	1,609,813	1,678,197	1,977,099	1,739,720	1,837,348
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,060,399	1,104,676	1,211,976	1,205,351	1,217,466
連結純資産額(百万円)	61,265	65,246	62,196	52,150	55,589
連結総資産額(百万円)	1,167,416	1,300,421	1,306,904	1,235,084	1,229,517
連結自己資本比率(%)	15.86	16.37	16.16	16.01	15.95

連結貸借対照表(資産の部)

(単位:百万円)

科目	令和4年度	令和5年度
現金及び預け金	375,844	365,383
買入金銭債権	54,258	54,182
金銭の信託	0	0
有価証券	383,700	391,674
貸出金	406,804	401,526
外国為替	97	125
その他資産	7,094	9,355
有形固定資産	7,018	7,075
建物	2,183	2,247
土地	3,783	3,687
リース資産	181	141
建設仮勘定	24	—
その他の有形固定資産	844	998
無形固定資産	122	158
ソフトウェア	102	137
その他の無形固定資産	20	20
繰延税金資産	2,418	2,137
債務保証見返	220	212
貸倒引当金	△ 2,496	△ 2,315
資産の部合計	1,235,084	1,229,517

(負債及び純資産の部)

(単位:百万円)

科目	令和4年度	令和5年度
預金積金	1,175,775	1,158,228
借入金	4,023	12,495
その他負債	1,960	2,027
賞与引当金	287	284
退職給付に係る負債	407	395
役員退職慰労引当金	92	105
睡眠預金払戻損失引当金	—	3
偶発損失引当金	28	36
再評価に係る繰延税金負債	138	138
債務保証	220	212
負債の部合計	1,182,934	1,173,927
出資金	2,538	2,526
利益剰余金	62,002	63,130
処分未済持分	△ 1	△ 0
会員勘定合計	64,539	65,657
その他有価証券評価差額金	△ 11,678	△ 9,400
土地再評価差額金	△ 1,416	△ 1,403
評価・換算差額等合計	△ 13,095	△ 10,804
非支配株主持分	705	736
純資産の部合計	52,150	55,589
負債及び純資産の部合計	1,235,084	1,229,517

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度
経常収益	11,847,583	13,317,149
資金運用収益	9,812,725	11,310,780
貸出金利息	5,072,913	4,992,259
預け金利息	821,748	1,288,382
有価証券利息配当金	3,529,737	4,643,186
その他の受入利息	388,325	386,950
役務取引等収益	1,366,208	1,342,251
その他業務収益	277,413	224,001
その他経常収益	391,236	440,116
貸倒引当金戻入益	153,094	177,269
償却債権取立益	35,720	24,140
その他の経常収益	202,420	238,706
経常費用	10,107,863	11,479,801
資金調達費用	179,572	165,598
預金利息	139,543	119,124
給付補填備金繰入額	1,514	1,031
借入金利息	35,557	42,585
その他の支払利息	2,956	2,858
役務取引等費用	1,084,547	1,094,342
その他業務費用	1,486,577	2,724,854
経費	7,262,255	7,396,939
その他経常費用	94,910	98,065
その他の経常費用	94,910	98,065
経常利益	1,739,720	1,837,348
特別利益	2,096	—
固定資産処分益	2,096	—
特別損失	24,903	107,074
固定資産処分損	24,903	50,368
減損損失	—	56,705
税金等調整前当期純利益	1,716,913	1,730,273
法人税、住民税及び事業税	276,997	200,664
法人税等調整額	194,289	281,122
法人税等合計	471,287	481,786
当期純利益	1,245,625	1,248,487
非支配株主に帰属する当期純利益	40,273	31,021
親会社株主に帰属する当期純利益	1,205,351	1,217,466

連結剰余金計算書

(単位：千円)

科目	令和4年度	令和5年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	60,872,161	62,002,812
利益剰余金増加高	1,206,819	1,217,466
親会社株主に帰属する当期純利益	1,205,351	1,217,466
土地再評価差額金取崩額	1,467	—
利益剰余金減少高	76,168	89,403
配当金	76,168	75,797
土地再評価差額金取崩額	—	13,605
利益剰余金期末残高	62,002,812	63,130,875

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に一部で信用保証等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

連結リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,767	1,803
危険債権	9,629	9,363
三月以上延滞債権	2	12
貸出条件緩和債権	1,283	1,022
小計 (A)	12,682	12,202
正常債権 (B)	394,609	389,820
総与信残高 (A) + (B)	407,292	402,023

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
5. 「正常債権 (B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」以外の債権です。
6. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

連結財務諸表の作成方針

- 連結の範囲に関する事項
 - 連結される子会社及び子法人等 1社
会社名
きのくに信用保証株式会社
 - 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- 持分法の適用に関する事項
該当ありません。
- 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は、連結決算日と一致しております。
- のれんの償却に関する事項
該当ありません。
- 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

■注記事項 連結貸借対照表関係 (5年度)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 34年~50年 その他 3年~5年

- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した総合監査部が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,592百万円です。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案し、必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理

「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。

当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)

年金資産の額	1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,770,192百万円
差引額	△89,255百万円
- 制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の掛金拠出割合(令和5年3月31日現在) 0.6929%

③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、当連結会計年度の連結財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金124百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与との額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の実際の負担割合とは一致しません。

当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の確定拠出制度への要拠出額は、48百万円です。

- 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 2,315百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として4.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

繰延税金資産 2,137百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

- 有形固定資産の減価償却累計額 9,316百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行の有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,803百万円
危険債権額	9,363百万円
三月以上延滞債権額	12百万円
貸出条件緩和債権額	1,022百万円
合計額	12,202百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者有利となる取決を行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 出資1口当たりの純資産額 1,085円56銭

- 金融商品の時価等に関する事項
令和6年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預け金(*1)	365,383	365,602	218
(2) 買入金銭債権	54,182	54,317	134
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	48,900	44,297	△4,602
その他の有価証券	342,242	342,242	-
(4) 貸出金(*1)	401,526		
貸倒引当金(*2)	△2,190		
	399,336	402,717	3,381
金融資産計	1,210,045	1,209,178	△866
(1) 預金積金(*1)	1,158,228	1,157,657	△570
(2) 借入金(*1)	12,495	12,472	△23
金融負債計	1,170,723	1,170,130	△593
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(0)	(0)	-

- 現金及び預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除してあります。
- その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

- 現金及び預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
- 買入金銭債権
買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格等によっております。
- 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、取引所の価格または公表されている基準価額によっております。
自金庫保証付私募債は、将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。

- 貸出金
貸出金は、以下の①~③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表上の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)以下「貸出金計上額」という。
- ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

- 預金積金
要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利を用いております。
- 借入金
借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

デリバティブ取引
デリバティブ取引は、通貨関連取引(通貨先物)であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

- 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式(*1)	52
組合出資金(*2)	478
合 計	531

- 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
現金及び預け金(*1)	113,383	146,000	10,000	96,000
買入金銭債権	62	120	-	54,000
有価証券	31,742	70,693	71,189	148,934
満期保有目的の債券	1,300	100	-	47,500
その他の有価証券のうち満期があるもの	30,442	70,593	71,189	101,434
貸出金(*2)	55,341	139,161	110,701	85,258
合 計	200,529	355,974	191,890	384,192

- 現金及び預け金のうち、満期のない預け金は「1年以内」に含めております。
- 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
預金積金(*)	1,099,718	58,310	8	189
借入金	760	11,735	-	-
合 計	1,100,479	70,045	8	189

- 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

- 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△3,255百万円
年金資産(時価)	3,569
未積立退職給付債務	314
未認識数理計算上の差異	△709
連結貸借対照表計上額の純額	△395
退職給付に係る負債	△395

■注記事項 連結損益計算書関係 (5年度)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 24円06銭

※その他注記項目で単体と同じ内容のものは記載を省略しております。

連結における自己資本の充実の状況等についての開示事項

(1) その他金融機関等(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません

(2) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	64,463	65,582
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,538	2,526
うち、利益剰余金の額	62,002	63,130
うち、外部流出予定額(△)	75	75
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	314	257
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	314	257
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	70	-
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 (イ)	64,849	65,839
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	122	158
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	122	158
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額 (ロ)	122	158
自 己 資 本	64,726	65,681
自 己 資 本 の 額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	64,726	65,681
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	385,451	391,986
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	18,694	19,601
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	404,145	411,587
連 結 自 己 資 本 比 率	16.01%	15.95%
連 結 自 己 資 本 比 率 ((ハ) / (ニ))	16.01%	15.95%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

当金庫グループの自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
 なお、当金庫グループの自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発 行 主 体	資本調達手段の種類	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額
きのくに信用金庫	普通出資	2,526百万円

(3) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	385,451	15,418	391,986	15,679
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	353,250	14,130	351,819	14,072
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	59	2	49	1
我が国の政府関係機関向け	740	29	796	31
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	81,498	3,259	80,984	3,239
法人等向け	52,316	2,092	54,023	2,160
中小企業等向け及び個人向け	110,155	4,406	109,436	4,377
抵当権付住宅ローン	8,134	325	7,850	314
不動産取得等事業向け	11,121	444	11,165	446
三月以上延滞等	246	9	270	10
取立未済手形	12	0	26	1
信用保証協会等による保証付	2,548	101	2,567	102
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,311	92	2,858	114
出資等のエクスポージャー	2,311	92	2,858	114
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	84,104	3,364	81,788	3,271
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	61,118	2,444	57,225	2,289
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	5,024	200	6,784	271
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	6,046	241	5,343	213
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段のうち、その他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	571	22	206	8
上記以外のエクスポージャー	11,342	453	12,227	489
②証券化エクスポージャー	199	7	63	2
証券化				
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	199	7	63	2
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	32,624	1,304	39,228	1,569
ルック・スルー方式	32,624	1,304	39,228	1,569
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	659	26	656	26
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	142	5	218	8
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,694	747	19,601	784
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	404,145	16,165	411,587	16,463

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(国際決済銀行等向け)を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞}$$

$$\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%$$

$$\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$
 5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫グループは、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、金庫の状況を十分に考慮した上で策定された極めて実現性の高いものであります。

オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要 オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当金庫グループでは、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務・コンプライアンスリスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法を規程に定め、リスクを認識し評価しております。リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。また、これらのリスクに関しましては、オペレーショナル・リスク管理部会、コンプライアンス委員会等におきまして、検討・協議するとともに、必要に応じて経営陣に報告を行なう態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当金庫グループは基礎的手法を採用しております。

(4) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー	
			令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
	国	内										
国	内	1,106,797	1,079,527	406,601	401,775	246,735	232,445	3,208	3,232	467	465	
国	外	67,782	68,688	-	-	67,730	68,636	52	52	-	-	
地 域 別 合 計		1,174,580	1,148,216	406,601	401,775	314,465	301,081	3,261	3,285	467	465	
製 造 業		54,660	56,755	22,529	20,210	31,236	35,258	-	-	33	35	
農 業、林 業		1,484	1,389	1,484	1,389	-	-	-	-	-	-	
漁 業		360	476	360	387	-	-	-	-	-	-	
鉱業、採石業、砂利採取業		258	278	258	278	-	-	-	-	-	-	
建設 業		47,560	46,200	43,879	41,919	3,602	4,189	-	-	133	152	
電気・ガス・熱供給・水道業		11,733	12,118	848	816	10,810	11,211	-	-	-	-	
情 報 通 信 業		4,667	5,051	540	461	3,403	3,904	-	-	-	-	
運 輸 業、郵 便 業		39,610	24,152	9,358	8,864	29,964	15,046	-	-	-	-	
卸 売 業、小 売 業		36,571	35,513	31,618	28,443	4,736	6,836	0	-	83	93	
金 融 業、保 険 業		496,659	498,617	3,692	12,796	68,782	70,351	0	-	-	-	
不 動 産 業		20,303	21,097	17,000	16,392	3,301	4,704	-	-	67	60	
物 品 賃 貸 業		831	768	831	768	-	-	-	-	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業		3,067	2,812	3,067	2,812	-	-	-	-	11	8	
宿 泊 業		1,700	1,710	1,700	1,710	-	-	-	-	0	0	
飲 食 業		5,964	5,439	5,964	5,439	-	-	-	-	16	11	
生活関連サービス業、娯楽業		5,677	5,176	5,677	5,176	-	-	-	-	-	0	
教 育、学 習 支 援 業		1,264	1,313	1,264	1,313	-	-	-	-	-	-	
医 療、福 祉		19,573	18,547	19,573	18,547	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 の サ ー ビ ス		11,379	10,593	11,333	10,592	-	-	-	-	0	0	
国・地方公共団体等		253,331	244,059	94,704	94,480	158,627	149,578	-	-	-	-	
個 人		130,909	128,970	130,909	128,970	-	-	-	-	121	101	
そ の 他		27,009	27,172	-	-	-	-	3,260	3,285	-	-	
業 種 別 合 計		1,174,580	1,148,216	406,601	401,775	314,465	301,081	3,261	3,285	467	465	

<残存期間別>

(単位：百万円)

期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引	
			令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
	1年以下	1年超3年以下								
1年以下	138,954	122,019	26,847	23,474	29,355	27,644	0	-	-	-
1年超3年以下	217,839	186,911	30,320	28,755	41,402	22,048	-	-	-	-
3年超5年以下	57,267	85,034	40,300	43,373	16,901	31,649	-	-	-	-
5年超7年以下	73,790	92,023	38,344	61,809	34,446	29,214	-	-	-	-
7年超10年以下	142,259	116,477	104,131	72,105	29,127	35,372	-	-	-	-
10年超	458,122	471,245	166,095	171,696	157,027	149,549	-	-	-	-
期間の定めのないもの	86,345	74,505	561	561	6,205	5,604	3,260	3,285	-	-
残存期間別合計	1,174,580	1,148,216	406,601	401,775	314,465	301,081	3,261	3,285	-	-

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 2. 上記の「業種別」の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には仕組債、現金、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 3. 上記「地域別」のうち国外には、外国証券が分類されております。
 4. CVARリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令 和 4 年 度	313	314	-	313	314
	令 和 5 年 度	314	257	-	314	257
個 別 貸 倒 引 当 金	令 和 4 年 度	2,346	2,181	10	2,335	2,181
	令 和 5 年 度	2,181	2,057	3	2,177	2,057
合 計	令 和 4 年 度	2,659	2,496	10	2,649	2,496
	令 和 5 年 度	2,496	2,315	3	2,492	2,315

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	目的使用		その他		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製造業	300	278	278	258	3	-	297	278	278	258	26	3
農業、林業	8	7	7	-	-	-	8	7	7	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	149	128	128	122	3	-	145	128	128	122	11	10
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
運輸業、郵便業	0	1	1	3	-	-	0	1	1	3	-	-
卸売業、小売業	784	743	743	648	1	3	783	739	743	648	0	3
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	135	99	99	85	1	0	134	99	99	85	8	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
宿泊業	32	29	29	29	-	-	32	29	29	29	-	-
飲食業	7	4	4	6	1	-	5	4	4	6	4	2
生活関連サービス業、娯楽業	13	11	11	10	-	-	13	11	11	10	-	3
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	638	623	623	691	-	-	638	623	623	691	-	-
その他のサービス	7	7	7	7	-	-	7	7	7	7	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	228	210	210	173	0	-	227	210	210	173	0	2
その他	35	35	35	18	-	-	35	35	35	18	0	-
合計	2,346	2,181	2,181	2,057	10	3	2,335	2,177	2,181	2,057	51	28

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。個別貸倒引当金、貸出金償却は、国内のエクスポートのみを有しております。 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	396,367	-	362,389
10%	-	33,546	-	34,193
20%	31,358	409,940	39,709	407,559
35%	-	23,386	-	22,506
50%	41,472	2,470	45,666	2,436
75%	-	149,168	-	147,963
100%	1,305	59,553	800	59,746
150%	-	93	-	131
250%	-	25,915	-	25,114
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,174,580		1,148,216	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫グループが損失を受けるリスクをいいます。当金庫グループでは、信用リスクを当金庫グループが管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、信用リスク管理部会で協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告を行う態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・(株) 格付投資情報センター (R&I) ・(株) 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's) ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

(5) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	4,792	4,749	40,359	23,154	-	-

(注) 当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫グループは、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「事務手続書」や「担保評価規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。一方、当金庫が扱う主要な保証には、一般社団法人しんきん保証基金による保証や政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体保証等があります。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務手続書」等により、適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用を伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 (単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	0	-

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
① 派生商品取引合計	3,261	3,285	3,261	3,285
外国為替関連取引	1,852	1,852	1,852	1,852
金利関連取引	1,408	1,432	1,408	1,432
株式関連取引	-	-	-	-
② 長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	3,261	3,285	3,261	3,285

(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫グループでは、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫グループの市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引には、通貨関連取引として為替先物予約取引、有価証券関連取引として債券先物取引等があります。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理しております。また信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。その他、有価証券関連取引については、当金庫が定める「金融派生商品運用基準」の中の運用方針及び運用目的に則り、その範囲内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保等の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスクについて適切なリスク管理に努めております。

(7) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	664	-	210	-

(注)再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和4年度		令和5年度		令和4年度		令和5年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
15%～50%未満	664	-	210	-	7	-	2	-
50%～100%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
100%～250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
250%～400%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
400%～1250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。

当金庫グループが証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

当金庫グループが保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、「資金運用・調達規程」等に基づき適正な運用・管理を行っております。

オリジネーターとしての証券化取引は行っておりません。

再証券化取引は該当ありません。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを資金運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行ったうえで、必要に応じてALM委員会に諮り最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、資金運用部門において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を証券会社等から毎月及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫グループは、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫グループは外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しております。

(5) 信用金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該信用金庫が行った証券化取引（信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等は、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しておりません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理については、日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠しております。

(7) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、証券化エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・(株) 格付投資情報センター (R&I)
- ・(株) 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&P グローバル・レーティング (S&P)

(8) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	3,402	3,402	5,183	5,183
非 上 場 株 式 等	4,811	4,811	6,441	6,441
合 計	8,214	8,214	11,625	11,625

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

			令和4年度	令和5年度
売	却	益	46	58
売	却	損	—	19
償	却		—	—

(注) 連結損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

			令和4年度	令和5年度
評	価	損 益	887	2,122

ニ. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

			令和4年度	令和5年度
評	価	損 益	—	—

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫グループにおいて、銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものとして株式・優先出資証券等が該当いたします。当該証券取引については当金庫が定める運用枠内での取引に限定し、ポートフォリオ全体のバランスを考慮した運用を心掛けております。また、当該取引にかかるリスクの認識については、時価評価・価格変動リスクの計測によって把握しており、定期的にALM委員会等に報告するとともに、運用状況による投資継続の是非についても、常勤理事会での付議・協議を行い適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会公表の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、当金庫が定めた「有価証券等の保有目的分類に関する規程」に従い、適切に処理を行っております。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	81,570	101,263
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(10) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		イ	ロ	ハ	ニ
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	22,973	30,726	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	631	0
3	スティープ化	17,138	22,379		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	22,973	30,726	631	0
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	65,681		64,726	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

銀行勘定における金利リスクに関する定性的な開示事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動及び将来の収益に与える影響を指しますが、当金庫グループにおいては、双方について定期的な評価・計測を行っております。

具体的には、すべての金利感応度資産・負債（預貸金、有価証券、預け金等）を金利リスクの管理対象として、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク△EVE（金利変動に伴う経済価値の変動）及び△NII（金利変動に伴う金利収益の変動額）、BPV法や金利更改による期間収益シミュレーション等について定期的に計測を行い、ALM委員会にて協議・検討を行いながら、資産・負債の最適化に向けたリスク管理に努めております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

・開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIについて

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

令和6年3月末基準における流動性預金全体の金利改定の平均満期は、3.850年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金全体の金利改定の平均満期を推計するにあたり、最長の金利改定満期を10年としております。

(c) 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提

流動性預金は、契約上の満期がなく一定の残高が長期間金庫に滞留する特性があること、また金利水準が低いことから、当金庫グループにとって有利な調達となっております（この長期間滞留する部分はコア預金と呼ばれます）。

当金庫グループでは、コア預金部分の残高及び滞留期間の推計のために内部モデルを用いております。具体的には、過去の流動性預金残高の推移の特徴をモデル化し、過去データに基づく預金者行動の特徴にあわせた推計式を用いて、将来残高を算出し満期を割り当てております。また、推計にあたっては、過去の金利変動時の預金残高の変化や市場金利に対する当金庫預金金利の追随率を考慮しております。

(d) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出（住宅ローン）の期限前償還率、定期預金の期限前償還率については、金融庁が定める保守的な前提を使用しております。

(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。

(f) スプレッドに関する前提

リスクフリーレート金利の金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮しておりません。

(g) 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

該当事項はありません。

(h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVE及び△NIIについては算定方法に関する変更は行っておりません。

・その他の金利リスクの計測について

内部管理上、△EVE及び△NIIに加え、100BPVの金利リスクを計測しております。

100BPVの金利リスクは、金利が100BP（1%）変動した場合の現在価値の変動額を表しており、自己資本額の一定範囲内に収まるように管理しております。なお、コア預金については内部モデルを使用し、その他の行動オプションについては考慮しておりません。

(単位：百万円)

	当期末	前期末
金利ショック（100BPV）に対する損益・経済価値の増減額	16,713	17,497

手数料一覧 (令和6年7月1日現在)

※記載の金額には10%の消費税が含まれています。

※最新の手数料については当金庫HPをご確認ください。

為替手数料

		3万円未満	3万円以上	
窓口	電信扱い・文書扱い 注1)	他行宛 605円 当庫本支店宛 330円 当庫自店宛 330円	770円 550円 550円	
	A T M	カード振込 (キャッシュカードによる振込)	他行宛 275円 当庫本支店宛 110円 当庫自店宛 110円	440円 330円 330円
		現金振込	他行宛 385円 当庫本支店宛 220円 当庫自店宛 220円	550円 440円 440円
キヨロイビス		IB(個人・法人) FB(一括データ伝送サービス) HB	他行宛 275円 当庫本支店宛 110円 当庫自店宛 無料	440円 110円 無料
為替自動振込	他行宛 385円 当庫本支店宛 220円 当庫自店宛 220円	550円 440円 330円		
送金	他行宛 880円 当庫本支店宛 440円			
FAX振込サービス 注2)	他行宛 495円 当庫本支店宛 220円 当庫自店宛 110円	550円 440円 330円		

※1) 当庫自店宛は電信扱いのみのお取り扱いとなります。
 ※2) FAX振込サービスの新規お申込は受け付けておりません。
 ※ ATM振込の場合、お客さまのご利用されるキャッシュカード、ご利用の時間帯により、別途ATM取り扱い手数料が必要となる場合がございます。

代金取立	電子交換	440円
	個別取立 (電子交換不参加金融機関宛の取立)	1,100円

その他の為替手数料

- 振込・送金の相戻し手数料 1通につき 1,100円
- 取立手形の相戻し手数料 1通につき 1,100円
- 取立手形店頭呈示手数料 1通につき 1,100円
- ただし、1,100円を超える実費を要する場合は、その実費
- 不渡手形返却手数料 1通につき 1,100円

即入金処理の手形・小切手の手数料

○即時入金処理の手形・小切手の手数料 無料

為替関連手数料

アンサーサービス	照会サービス	無料
H B	入金明細通知サービス	月額1,650円
F B	資金移動サービス	月額1,650円
F B	タイムリーサービス(一括データ伝送サービス)	月額1,100円
VALUXサービス		月額3,300円
FAX振込サービス		月額1,650円
登録総合振込	紙ベース	月額1,650円
登録給与振込	紙ベース	月額1,650円
為替自動振込	データ登録料・変更手数料(1振込につき)	1件220円
きくくにインターネットバンキング(個人用)		無料
きくくにインターネットバンキング(法人用)	オンラインサービス(照会、資金移動)のみ	月額2,200円
	一括データ伝送サービスのみ	月額1,100円
	オンラインサービス+一括データ伝送サービス	月額3,300円

ATM・取り扱い手数料

○きくくに信用金庫のATMをご利用の場合

		8:00	8:45	9:00	14:00	18:00	21:00
当庫カード	お引き出し	平日	無料	無料	無料	無料	無料
	お預け入れ	土曜日	無料	無料	無料	無料	無料
他信金カード	お引き出し	平日	110円	無料	110円	110円	110円
	お預け入れ	土曜日	110円	無料	110円	110円	110円
銀行・信託・ゆうちょカード	お引き出し	平日	220円	110円	220円	220円	220円
	お預け入れ	土曜日	220円	110円	220円	220円	220円

●ATMによってご利用日・ご利用時間・ご利用できるお取引内容が異なる場合がありますので、ご利用の際はご確認ください。
 ●他金融機関のカードご利用日・ご利用時間・ご利用限度額はカード発行金融機関にてご確認ください。
 ※1) 当座預金(カード・通帳)は、土曜日・日曜日・祝日のお預け入れはできません。
 ※2) 当座預金のお預け入れは、平日8:00～15:00です。
 ※3) 土曜日のご利用につきましては、信用金庫により無料時間帯であっても手数料が必要となる場合があります。
 ※4) 信用組合、労金、ゆうちょ、第2地銀の一部カードはお預け入れのお取引が可能です。
 ※5) 一部の銀行カードは取扱いておりません。

きくくに信用金庫のキャッシュカードは他金融機関でもご利用できますが、ご利用時間および利用手数料は各金融機関によりまして異なる場合がございます。詳しくはご利用される金融機関にてお問い合わせください。

当座関連手数料

小切手帳	署名判無し	1冊(50枚)につき	1,100円
	署名判印刷	1冊(50枚)につき	1,100円
手形帳	署名判無し	1冊(25枚)につき	1,100円
	署名判印刷	1冊(25枚)につき	1,100円
署名判登録料		1口座につき	5,500円
手形貸付用紙		1枚につき	22円
当座預金開設手数料		1口座につき	11,000円

融資関係手数料

住宅ローン実行手数料 (きのくに信用保証協会の場合)	融資額 1,000万円未満	33,000円	
	融資額 1,000万円以上	55,000円	
住宅ローン実行手数料 (「(一社)しんきん保証基金」全国保証協会の場合)	融資額 1,000万円未満	55,000円	
	融資額 1,000万円以上	110,000円	
住宅ローン繰上返済手数料等 (固定金利選択型以外)	一部・全部繰上返済	5,500円	
	その他条件変更(金利変更等)	11,000円	
住宅ローン繰上返済手数料等 (固定金利選択型)	中途より固定金利を選択の都度	11,000円	
	一部繰上返済	変動金利選択中	5,500円
		固定金利特約中	22,000円
	全部繰上返済	平成23年10月31日迄の実行分	33,000円
		平成23年11月1日以降の実行分	変動金利利用中 5,500円 固定金利利用中 33,000円
その他条件変更		11,000円	
不動産担保取扱手数料	抵当権・根抵当権設定額 (アローバー住宅ローンを含む)	1,000万円以下 22,000円 1,000万円超3,000万円以下 33,000円 3,000万円超 55,000円	
	不動産担保取り扱い手数料	担保資産の調査・設定・管理事務手数料等	55,000円
	融資金返済条件変更手数料	1件につき	11,000円
保証書等の発行手数料	1件につき	11,000円	
(根)抵当権担保解除手数料	1件につき	11,000円	
主債務の履行状況に関する情報提供書の発行手数料 注)令和2年4月以降保証契約を締結した保証人の方からの請求を対象とします。	1件につき	1,100円	

その他手数料

自己宛小切手発行手数料	1通につき	550円	
通帳・証書喪失再発行手数料	1通につき	1,100円	
キャッシュカード・ローンカードの毀損・喪失再発行手数料	1枚につき	1,100円	
残高・利息証明発行手数料	制限用紙	550円	
	都度発行	440円	
	定額発行	3,300円	
	制限用紙以外	3,300円 2,200円	
口座振替手数料 (契約書による振替)	紙媒体	月額 1,650円	
	FD・DVD	1件につき 110円以上	
法人IB	月額	無料	
	1件につき	110円以上	
しんきん自動集金サービス手数料	Eメール方式	月額 1,100円	
	その他	1件につき 132円 1件につき 143円以上	
取引履歴照会表作成料 (1年以内あたり)	1口座につき	550円	
未利用口座管理手数料(年間)	1顧客につき	1,100円	
口座開設手数料	破産管財人名義の口座	1口座につき	1,320円
	相続財産管理人名義の口座		16,500円
	相続財産清算人名義の口座		16,500円
	不在者財産管理人名義の口座		16,500円
インボイス管理票発行手数料	定期発行	電子交付(しんきん電子交付システム) 無料 郵送交付 1回あたり 220円	
	随時発行	店舗交付 無料	
個人情報開示請求手数料	当庫所定の手数料を申し受けます。		
貸金庫(年間使用料)	手動	1種(小)	10,560円
		2種(中)	15,840円
		3種(大)	21,120円
		4種(特大)	26,400円
	半自動	1種(小)	10,560円
2種(中)		15,840円	
3種(大)		21,120円	
全自動	4種(特大)	26,400円	
	1種(小)	15,840円	
	2種(中)	31,680円	
	3種(大)	39,600円	

※貸金庫については、店舗により、取扱種類・大きさが異なります。

夜間金庫使用料 (年間使用料)	基本料	52,800円
入金取扱帳1冊につき		11,000円
保護預り手数料(年間)	国債口座管理手数料を除く	1,320円
両替	取扱枚数(硬貨+紙幣)	手数料
	1枚～10枚	無料
	11枚～500枚	400円
	501枚～1,000枚	600円
	1,001枚～1,500枚	800円
硬貨精査	取扱枚数	当金庫に口座をお持ちのお客さま 550円 当金庫に口座をお持ちでないお客さま
	1枚～10枚	1日1回無料 2回目以降550円
精査手数料	11枚～500枚	550円
	501枚以上500枚ごとに	550円加算
	501枚以上500枚ごとに	550円加算
金種指定	1枚～10枚	無料
	11枚～500枚	550円
出金手数料	501枚以上500枚ごとに	550円加算
	1回	2回 3回 4回 5回
一週間の訪問回数	1回 2回 3回 4回 5回	
集金手数料(月額)	6,600円 13,200円 19,800円 26,400円 33,000円	

※大量の現金のお取扱いにつきましては、上記手数料に別途加算させていただきます。ご了承ください。

※くわしくは窓口へお問い合わせください。(令和6年7月1日現在)

法令による開示項目一覧

本冊子は信用金庫法第89条に基づき、ディスクロージャー誌として作成した資料です。

○単体における開示項目（信用金庫法施行規則第132条等における規定）

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	エ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘 …………… 29・30	(4) 金融ADR制度への対応 …………… 10
(1) 事業の組織 …………… 11	オ. 受取利息及び支払利息の増減 …… 30	
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名 …… 11	カ. 総資産経常利益率 …………… 30	5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況
(3) 会計監査人の氏名又は名称 …… 21	キ. 総資産当期純利益率 …………… 30	(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 …… 20～23
(4) 事務所の名称及び所在地 …… 15		(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額
2. 金庫の主要な事業の内容 …………… 1	② 預金に関する指標	① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 …… 26
	ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 …… 24	② 危険債権 …………… 26
3. 金庫の主要な事業に関する事項	イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 …………… 24	③ 三月以上延滞債権（貸出金のみ） …… 26
(1) 直近の事業年度における事業の概況… 表紙裏面	③ 貸出金等に関する指標	④ 貸出条件緩和債権（貸出金のみ） …… 26
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 …………… 25	⑤ 正常債権 …………… 26
① 経常収益 …………… 29	イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 …………… 25	(3) 自己資本の充実の状況等 …………… 31～37
② 経常利益又は経常損失 …………… 29	ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 …………… 25	(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
③ 当期純利益又は当期純損失 …………… 29	エ. 用途別の貸出金残高 …………… 25	① 有価証券 …………… 27・28
④ 出資総額及び出資総口数 …………… 29	オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 …………… 25	② 金銭の信託 …………… 28
⑤ 純資産額 …………… 29	カ. 預貸率の期末値及び期中平均値 …… 25	③ 第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引） …………… 28
⑥ 総資産額 …………… 29	④ 有価証券に関する指標	(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… 33
⑦ 預金積金残高 …………… 29	ア. 商品有価証券の種類別の平均残高 …… 27	(6) 貸出金償却の額 …………… 26
⑧ 貸出金残高 …………… 29	イ. 有価証券の種類別の残存期間別残高 …… 27	(7) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 …… 21
⑨ 有価証券残高 …………… 29	ウ. 有価証券の種類別の平均残高 …… 27	
⑩ 単体自己資本比率 …………… 29	エ. 預証率の期末値及び期中平均値 …… 27	6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの …………… 23
⑪ 出資に対する配当金 …………… 29		
⑫ 職員数 …………… 29	4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	7. 直近の事業年度における財務諸表の正確性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認 …… 21
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	(1) リスク管理の態勢 …………… 9	
① 主要な業務の状況を示す指標	(2) 法令遵守の態勢 …………… 8	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率 …… 29	(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 …………… 4～6	
イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 …………… 29		
ウ. 業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。） …………… 29		

○地域密着型金融への取組み …………… 4～7・12・13

○金融再生法開示債権及び引当・保全状況の開示 …………… 26

○連結における開示項目（信用金庫法施行規則第133条等における規定）

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項
(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 …………… 38	(1) 直近の事業年度における事業の概況 …… 38	(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書 …………… 38～40
(2) 金庫の子会社等に関する事項	(2) 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	(2) 金庫及びその子会社等の有する債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額
① 名称 …………… 38	① 経常収益 …………… 38	① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 …… 39
② 主たる営業所又は事務所の所在地 …… 38	② 経常利益又は経常損失 …………… 38	② 危険債権 …………… 39
③ 資本金又は出資金 …………… 38	③ 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 …… 38	③ 三月以上延滞債権（貸出金のみ） …… 39
④ 事業の内容 …………… 38	④ 純資産額 …………… 38	④ 貸出条件緩和債権（貸出金のみ） …… 39
⑤ 設立年月日 …………… 38	⑤ 総資産額 …………… 38	⑤ 正常債権 …………… 39
⑥ 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合 …………… 38	⑥ 連結自己資本比率 …………… 38	(3) 自己資本の充実の状況等 …………… 41～47
⑦ 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合 …………… 38		(4) 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額 …………… 39



発行:令和6年7月 きのくに信用金庫 総合企画部

〒640-8655 和歌山市本町二丁目38番地

TEL 073-432-5000 (代)

ホームページ <https://www.kinokuni-shinkin.jp/>